

令和元年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

## はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第11回目の公表であり、令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、12頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、39頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、司法統計年報、通達に基づく裁判統計報告書及び刑事局への各種報告等によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

令和2年9月

最高裁判所事務総局



# 凡 例

## 1 特別法，政令の略称

[略称]	[法令，政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

## 2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1，29を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし，裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2
延べ人員	1人の被告人，裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば，同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には，その後，これら複数の事件を併合して審理，終局した場合であっても，事件ごとに員数を計上した。	2

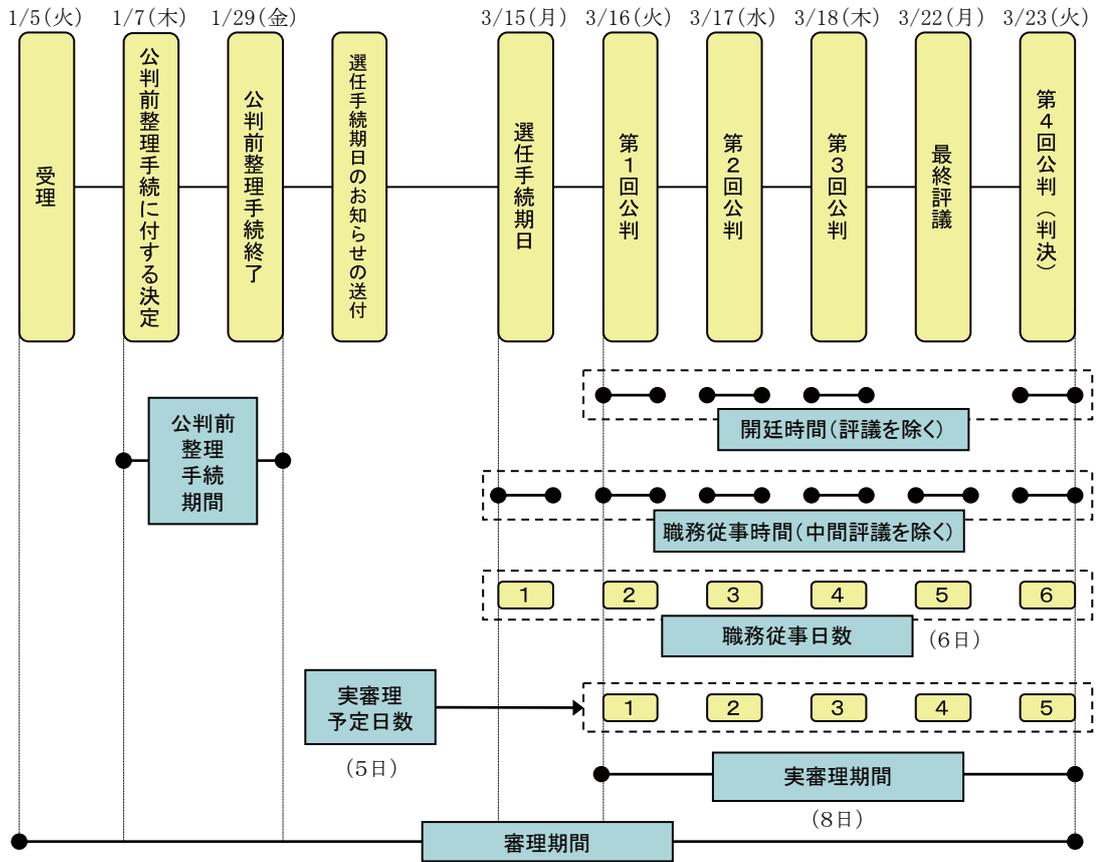
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決，決定，その他で終局した被告人の員数。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され，当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，各被告人の員数を計上し，同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，全事件を通じて1人として計上した。ただし，同一の被告人に対する事件を分離し，各別に終局となった場合には，終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人，裁判員候補者名簿登録者，選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば，同一の被告人について複数の起訴があり，その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し，2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは，手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で，有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を，無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員）。 ただし，公判前整理手続に関する図表の判決人員は，裁判員裁判対象事件以外の事件について，公判前整理手続に付されずに公判を開いた後，罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり，期日間整理手続に付されたもの等を含まないため，他の図表の判決人員とは異なる。	5
未済人員	起訴後，裁判所に事件は係属しているが，終局に至らない被告人の員数。本資料においては，令和元年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が，選任手続，公判，評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間，開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数（終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なる。）。原則として、被告人単位で計上しているが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人について計上している。	10
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	12
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせに記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	15
選定された裁判員候補者数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項及び3条の2第1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	18
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	20
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。	20
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	22
辞退が認められた裁判員候補者（選任手続全般を通じて）	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	34
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護士」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	40

[用語]	[定義・説明]	[頁]
取調べ証拠数	検察官又は弁護士（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	57
取調べ証人数	検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護士側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	57
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	79

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

### 3 数値の算出方法

#### (1) 平均値の算出方法

##### ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）  
2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

##### イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）  
6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）  
1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）  
2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）  
3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

##### ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

#### (2) 構成比及び比率（％）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。



# 目 次

## 第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2)
	図表 3	庁別の新受人員 (3)
	図表 4	罪名別の新受人員 (4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5	庁別の終局人員 (5)
	図表 6	罪名別の終局人員 (6)
4	未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））	7
	図表 7-1	庁別の未済人員 (7)
	図表 7-2	係属期間別の未済人員 (8)
	(参考) 庁別の新受, 終局及び未済の各人員	9
5	裁判員等の負担	10
	図表 8	職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (10)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (10)
	図表 10	職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (11)

## 第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	手続の流れの説明及び公表の構成	12
	(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	12
	(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て, 許否に関する状況	15
	(3) クロス集計の視点	15

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び 地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	16
図表 1 1	裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止 事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）	(17)
図表 1 2	月別の参加困難月申出者数	(18)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階	18
(1)	裁判員候補者の選定	18
図表 1 3	実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否 認別）	(19)
(参考)	平均実審理予定日数の推移	(19)
(2)	辞退許可の状況	20
図表 1 4	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(20)
図表 1 5	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(21)
4	選任手続期日当日	22
(1)	出席状況	22
図表 1 6	出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(22)
(2)	辞退申立て，許否に関する状況	23
図表 1 7	選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退 が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定 日数別）	(23)
(3)	不選任に関する状況	24
図表 1 8	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳（実審理予定日数別）	(24)
(4)	選任の状況	25
図表 1 9	選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(26)
図表 2 0	選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(28)
図表 2 1	選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ れた補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(30)
(5)	解任の状況	31
図表 2 2	解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数 別）	(31)
(6)	その他	32
図表 2 3	出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し た裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(32)

5	辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	33
図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(33)
図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(34)
図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（庁別）	(36)
図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（辞退事由別）	(38)
図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(38)

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	手続の流れ等の説明及び公表の構成	39
(1)	対象事件・合議体の構成	39
(2)	裁判員裁判における訴訟手続の流れ	39
(3)	クロス集計の視点	43
2	概況	44
図表 2 9	裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(44)
3	審理	44
(1)	合議体の構成・除外決定	44
図表 3 0	合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(45)
図表 3 1	合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(45)
図表 3 2	罪名別の除外決定がされた判決人員	(45)
(2)	公判前整理手続	46
図表 3 3	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(46)
図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(47)
図表 3 5	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移（総数・自白・否認）	(49)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移（総数・自白・否認）	(49)
図表 3 6	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(50)

図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 8	第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
図表 4 0	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(53)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	54
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(54)
図表 4 2	実審理期間（第 1 回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	(54)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(55)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(56)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別）	(56)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(57)
図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）	(58)
図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）	(59)
図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）	(61)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(61)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(63)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(64)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(64)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・	65
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(65)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	

	平均取調べ証拠数（否認事件）	(65)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(66)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(66)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(67)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(67)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(68)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(68)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(69)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）	(69)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(70)
(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	・・・・・・・・・・・・・・・・	71
図表 6 5	裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(71)
4 評議	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(72)
図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(73)
図表 6 8	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(74)
5 裁判の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	75
図表 6 9	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(75)
図表 7 0 - 1	庁別・終局区分別の終局人員	(76)
図表 7 0 - 2	罪名別・終局区分別の終局人員	(77)
図表 7 1	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(78)
6 控訴	・・・・・・・・・・・・・・・・	79
図表 7 2	第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(79)
図表 7 3	第一審結果別の控訴審結果の分布	(80)
図表 7 4	終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員	

	の分布	(81)
(参考)	控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(82)
7	上告	83
図表 7 5	控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(83)
図表 7 6	控訴審結果別の上告審結果の分布	(84)
(参考)	上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(85)

#### 第 4 その他

図表 7 7	弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）	(87)
図表 7 8	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(88)
図表 7 9	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(89)
図表 8 0	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(90)
図表 8 1	手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者, 裁判員等の員数	(90)
図表 8 2	裁判員法違反事件の処理状況	(91)

## 第1 実施状況の概要

## 1 概況

令和元年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

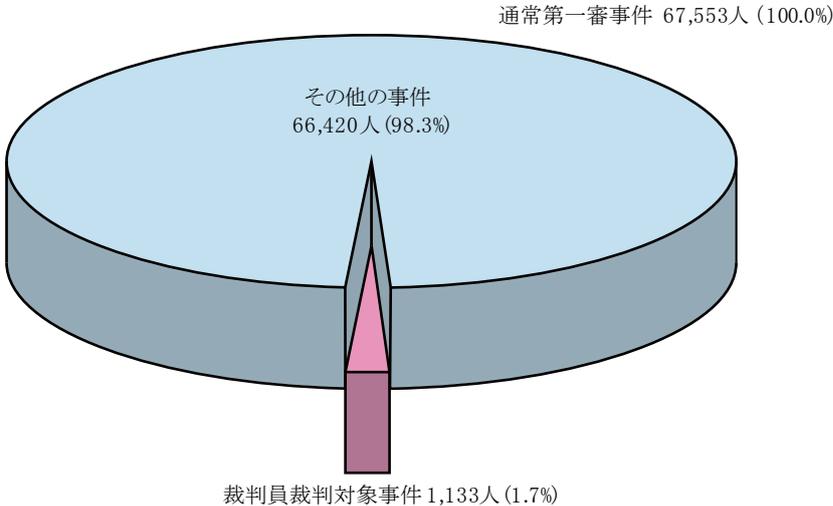
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,133(人)	(注) 図表2~4参照
	新受人員(実人員)	1,098(人)	(注) 図表7-2の次の(参考)参照
	終局人員(実人員)	1,021(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71参照
	平均職務従事日数	6.8(日)	(注) 図表8参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	233,300(人)	(注) 図表11, 12, 19参照
	選定された裁判員候補者の数	118,754(人)	(注) 図表13~16等参照
	平均実審理予定日数	6.4(日)	(注) 図表13(参考)参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	27,874(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	68.6(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	79,236(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	66.7(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	5,718(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	1,919(人)	”
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	10.3(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均実審理期間	10.5(日)	(注) 図表42参照
	平均開廷回数	4.8(回)	(注) 図表43~45, 63参照
	平均取調べ証拠数	20.9(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	2.9(人)	(注) 図表47, 48参照
	平均証人尋問時間	221.6(分)	(注) 図表49, 55参照
	平均被告人質問時間	176.6(分)	(注) 図表51, 55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	211(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	768.2(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	140(人)	(注) 図表78, 79参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,133人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の受人員（6万7553人）の1.7%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



(注) 1 延べ人員である。  
2 通常第一審事件には再審事件を含む。  
3 裁判員裁判対象事件には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

図表3 庁別の新受人員

総数	1,133
東京地裁本庁	187
東京地裁立川支部	16
横浜地裁本庁	52
横浜地裁小田原支部	4
さいたま地裁本庁	53
千葉地裁本庁	161
水戸地裁本庁	28
宇都宮地裁本庁	6
前橋地裁本庁	14
静岡地裁本庁	3
静岡地裁沼津支部	9
静岡地裁浜松支部	6
甲府地裁本庁	11
長野地裁本庁	9
長野地裁松本支部	5
新潟地裁本庁	15
大阪地裁本庁	109
大阪地裁堺支部	23
京都地裁本庁	22
神戸地裁本庁	28
神戸地裁姫路支部	8
奈良地裁本庁	6
大津地裁本庁	8
和歌山地裁本庁	3
名古屋地裁本庁	43
名古屋地裁岡崎支部	12
津地裁本庁	13
岐阜地裁本庁	24
福井地裁本庁	3
金沢地裁本庁	3
富山地裁本庁	9

広島地裁本庁	17
山口地裁本庁	7
岡山地裁本庁	16
鳥取地裁本庁	4
松江地裁本庁	3
福岡地裁本庁	41
福岡地裁小倉支部	3
佐賀地裁本庁	-
長崎地裁本庁	2
大分地裁本庁	4
熊本地裁本庁	5
鹿児島地裁本庁	16
宮崎地裁本庁	5
那覇地裁本庁	20
仙台地裁本庁	8
福島地裁本庁	3
福島地裁郡山支部	4
山形地裁本庁	5
盛岡地裁本庁	6
秋田地裁本庁	4
青森地裁本庁	12
札幌地裁本庁	23
函館地裁本庁	3
旭川地裁本庁	-
釧路地裁本庁	4
高松地裁本庁	9
徳島地裁本庁	9
高知地裁本庁	5
松山地裁本庁	2

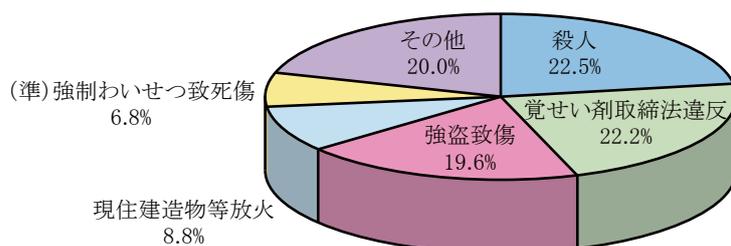
(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表4 罪名別の新受人員

総数	1,133
殺人	255
覚せい剤取締法違反	252
強盗致傷	222
現住建造物等放火	100
(準)強制わいせつ致死傷	77
傷害致死	71
(準)強制性交等致死傷	55
強盗致死(強盗殺人)	21
偽造通貨行使	20
強盗・強制性交等	18
危険運転致死	16
銃刀法違反	7
保護責任者遺棄致死	6
通貨偽造	5
身の代金拐取	1
拐取者身の代金取得等	1
組織的犯罪処罰法違反	1
麻薬取締法違反	1
麻薬特例法違反	1
その他	3

- (注) 1 延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。  
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。  
 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。  
 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。  
 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



## 3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

令和元年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,021人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は987人であり、判決人員に対する有罪率は98.6%である。）。

なお、令和元年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、4万8751人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	1,021		
東京地裁本庁	129	広島地裁本庁	27
東京地裁立川支部	27	山口地裁本庁	11
横浜地裁本庁	54	岡山地裁本庁	11
横浜地裁小田原支部	8	鳥取地裁本庁	4
さいたま地裁本庁	35	松江地裁本庁	3
千葉地裁本庁	107	福岡地裁本庁	41
水戸地裁本庁	23	福岡地裁小倉支部	10
宇都宮地裁本庁	14	佐賀地裁本庁	-
前橋地裁本庁	15	長崎地裁本庁	7
静岡地裁本庁	4	大分地裁本庁	6
静岡地裁沼津支部	5	熊本地裁本庁	12
静岡地裁浜松支部	7	鹿児島地裁本庁	12
甲府地裁本庁	15	宮崎地裁本庁	8
長野地裁本庁	2	那覇地裁本庁	13
長野地裁松本支部	4	仙台地裁本庁	10
新潟地裁本庁	9	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	94	福島地裁郡山支部	7
大阪地裁堺支部	16	山形地裁本庁	1
京都地裁本庁	18	盛岡地裁本庁	3
神戸地裁本庁	37	秋田地裁本庁	10
神戸地裁姫路支部	10	青森地裁本庁	9
奈良地裁本庁	6	札幌地裁本庁	31
大津地裁本庁	13	函館地裁本庁	4
和歌山地裁本庁	4	旭川地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	39	釧路地裁本庁	3
名古屋地裁岡崎支部	15	高松地裁本庁	5
津地裁本庁	10	徳島地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	10	高知地裁本庁	2
福井地裁本庁	6	松山地裁本庁	4
金沢地裁本庁	8		
富山地裁本庁	4		

（注）1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

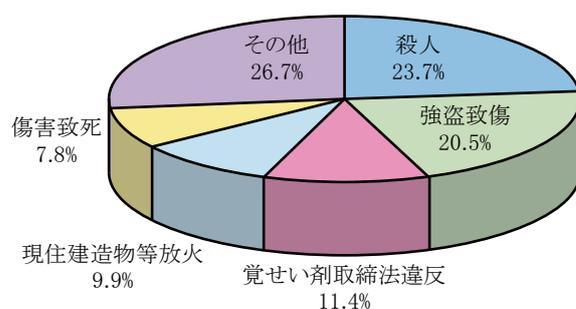
図表6 罪名別の終局人員

総数	1,021
殺人	242
強盗致傷	209
覚せい剤取締法違反	116
現住建造物等放火	101
傷害致死	80
(準)強制わいせつ致死傷	71
(準)強制性交等致死傷	41
麻薬特例法違反	32
強盗致死(強盗殺人)	25
強盗・強制性交等	19
偽造通貨行使	17
銃刀法違反	14
危険運転致死	8
傷害	7
逮捕監禁致死傷	7
(準)強姦致死傷	5
保護責任者遺棄致死	5
強盗	5
強盗強姦	4
拐取者身の代金取得等	3
窃盗	2
通貨偽造	1
(準)強制わいせつ	1
(準)強制性交等	1
死体損壊等	1
暴行	1
強要	1
大麻取締法違反	1
関税法違反	1

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。



## 4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

令和元年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万1986人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,206		
東京地裁本庁	205	広島地裁本庁	21
東京地裁立川支部	30	山口地裁本庁	3
横浜地裁本庁	49	岡山地裁本庁	22
横浜地裁小田原支部	3	鳥取地裁本庁	2
さいたま地裁本庁	57	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	160	福岡地裁本庁	76
水戸地裁本庁	54	福岡地裁小倉支部	4
宇都宮地裁本庁	5	佐賀地裁本庁	-
前橋地裁本庁	11	長崎地裁本庁	2
静岡地裁本庁	2	大分地裁本庁	5
静岡地裁沼津支部	5	熊本地裁本庁	7
静岡地裁浜松支部	8	鹿児島地裁本庁	9
甲府地裁本庁	4	宮崎地裁本庁	4
長野地裁本庁	10	那覇地裁本庁	26
長野地裁松本支部	5	仙台地裁本庁	4
新潟地裁本庁	13	福島地裁本庁	3
大阪地裁本庁	109	福島地裁郡山支部	2
大阪地裁堺支部	-	山形地裁本庁	4
京都地裁本庁	33	盛岡地裁本庁	6
神戸地裁本庁	23	秋田地裁本庁	3
神戸地裁姫路支部	8	青森地裁本庁	13
奈良地裁本庁	7	札幌地裁本庁	17
大津地裁本庁	12	函館地裁本庁	2
和歌山地裁本庁	7	旭川地裁本庁	-
名古屋地裁本庁	41	釧路地裁本庁	2
名古屋地裁岡崎支部	7	高松地裁本庁	6
津地裁本庁	11	徳島地裁本庁	10
岐阜地裁本庁	49	高知地裁本庁	8
福井地裁本庁	2	松山地裁本庁	-
金沢地裁本庁	2		
富山地裁本庁	12		

（注）1 延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,206	139	245	323	315	139	45

- (注) 1 延べ人員である。  
2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。  
3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## (参考) 庁別の新受、終局及び未済の各人員

	新受	終局	未済
総数	1,098	1,021	946
東京地裁本庁	187	129	165
東京地裁立川支部	14	27	18
横浜地裁本庁	46	54	42
横浜地裁小田原支部	4	8	3
さいたま地裁本庁	48	35	39
千葉地裁本庁	158	107	136
水戸地裁本庁	25	23	27
宇都宮地裁本庁	6	14	5
前橋地裁本庁	13	15	10
静岡地裁本庁	3	4	2
静岡地裁沼津支部	8	5	4
静岡地裁浜松支部	6	7	7
甲府地裁本庁	11	15	4
長野地裁本庁	9	2	8
長野地裁松本支部	5	4	5
新潟地裁本庁	13	9	11
大阪地裁本庁	100	94	88
大阪地裁堺支部	20	16	14
京都地裁本庁	21	18	18
神戸地裁本庁	28	37	19
神戸地裁姫路支部	7	10	7
奈良地裁本庁	6	6	6
大津地裁本庁	8	13	8
和歌山地裁本庁	3	4	6
名古屋地裁本庁	45	39	36
名古屋地裁岡崎支部	11	15	7
津地裁本庁	13	10	9
岐阜地裁本庁	25	10	23
福井地裁本庁	3	6	2
金沢地裁本庁	3	8	2
富山地裁本庁	8	4	8

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	14	27	18
山口地裁本庁	8	11	3
岡山地裁本庁	17	11	15
鳥取地裁本庁	4	4	2
松江地裁本庁	3	3	1
福岡地裁本庁	40	41	63
福岡地裁小倉支部	3	10	2
佐賀地裁本庁	-	-	-
長崎地裁本庁	2	7	2
大分地裁本庁	3	6	2
熊本地裁本庁	5	12	4
鹿児島地裁本庁	16	12	9
宮崎地裁本庁	5	8	3
那覇地裁本庁	21	13	13
仙台地裁本庁	8	10	4
福島地裁本庁	3	1	3
福島地裁郡山支部	4	7	2
山形地裁本庁	5	1	4
盛岡地裁本庁	6	3	5
秋田地裁本庁	4	10	3
青森地裁本庁	12	9	12
札幌地裁本庁	27	31	15
函館地裁本庁	3	4	2
旭川地裁本庁	-	6	-
釧路地裁本庁	4	3	2
高松地裁本庁	9	5	6
徳島地裁本庁	8	12	6
高知地裁本庁	5	2	6
松山地裁本庁	2	4	-

- (注) 1 実人員であり、令和元年12月末現在の数値である。  
2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって計上した。  
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
5 前年の未済人員があるため、新受-終局=未済とはならない。  
6 概数である。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数									平均職務 従事日数 (日)
		3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上	
総数	931	(1.3) 12	(16.3) 152	(20.0) 186	(18.9) 176	(13.6) 127	(11.2) 104	(7.0) 65	(3.5) 33	(8.2) 76	6.8
自白	459	(2.6) 12	(31.6) 145	(32.5) 149	(20.9) 96	(6.5) 30	(3.5) 16	(1.1) 5	(0.7) 3	(0.7) 3	5.2
否認	472	-	(1.5) 7	(7.8) 37	(16.9) 80	(20.6) 97	(18.6) 88	(12.7) 60	(6.4) 30	(15.5) 73	8.4

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 ( ) は終局件数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	1,001	88	119	132	126	124	98	64	250	25.4
自白	491	83	99	101	73	56	33	14	32	18.4
否認	510	5	20	31	53	68	65	50	218	32.2

(注) 実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	1,001	88	119	132	126	124	98	64	250	25.4
殺人	237	12	22	25	34	32	21	14	77	28.3
強盗致傷	206	18	20	23	25	33	23	14	50	25.4
覚せい剤取締法違反	116	15	21	10	15	7	8	9	31	24.9
現住建造物等放火	98	8	13	18	14	11	12	8	14	22.4
傷害致死	79	2	9	14	5	12	10	5	22	27.6
(準)強制わいせつ致死傷	70	18	11	13	8	12	3	1	4	17.3
(準)強制性交等致死傷	39	3	5	8	7	4	5	1	6	21.9
麻薬特例法違反	32	5	5	6	2	6	3	-	5	21.5
強盗致死(強盗殺人)	25	-	2	-	3	-	3	1	16	34.0
強盗・強制性交等	19	2	5	4	2	1	1	2	2	20.3
銃刀法違反	14	-	2	1	-	-	1	2	8	36.7
偽造通貨行使	13	4	2	2	1	4	-	-	-	15.6
危険運転致死	8	-	-	4	2	1	1	-	-	19.0
傷害	7	-	-	-	2	1	1	1	2	30.6
逮捕監禁致死傷	7	-	-	1	1	-	1	1	3	31.9
(準)強姦致死傷	5	-	1	-	2	-	-	1	1	27.0
保護責任者遺棄致死	5	-	-	2	-	-	1	-	2	25.7
強盗	5	-	1	-	-	-	-	2	2	27.9
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	2	-	1	32.7
強盗強姦	3	-	-	1	1	-	-	1	-	20.6
窃盗	2	-	-	-	-	-	1	-	1	43.2
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	-	11.0
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	62.7
(準)強制性交等	1	-	-	-	1	-	-	-	-	18.8
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	-	1	71.9
暴行	1	-	-	-	-	-	1	-	-	26.2
強要	1	-	-	-	-	-	-	-	1	67.5
大麻取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	-	21.0
関税法違反	1	-	-	-	-	-	-	1	-	27.0

(注) 実人員である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 1 手続の流れの説明及び公表の構成

#### (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

##### ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(名簿記載通知)が送付される(法25条)\*1。

このとき、あわせて調査票を送付し、1年間を通じた辞退希望\*2の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(参加困難月\*3)の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(就職禁止事由\*4)などを尋ねる(規15条)。

平成30年に作成された裁判員候補者名簿(令和元年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

##### イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置)、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条、27条)。

このとき、あわせて、質問票を送付し、裁判員になることができない事由(欠格事

---

\*1 裁判員候補者名簿に記載された18歳及び19歳の裁判員候補者は、名簿作成後直ちに消除されるため(改正公職選挙法(平成27年6月19日法律第43号)附則10条)、名簿記載通知は送付されない。

\*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(定型的辞退事由)は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ)。

\*3 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることのできる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしホ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

\*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

由<sup>\*5</sup>、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情などを尋ねる(法30条)。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し(呼出取消し)、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する(法27条5項・6項)<sup>\*6</sup>。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由<sup>\*7</sup>や辞退申立ての有無について質問する<sup>\*8</sup>(法34条1項)。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し(理由を付した不選任)、更に検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任<sup>\*9</sup>)、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員<sup>\*10</sup>及び事件ごとに決められた数の補充裁判員(上限6人)が選任される(法34条4項・7項、36条、37条)。

---

\*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる(法14条)。

\*6 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある(分離発送方式)。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置(呼び出さない措置)をとることになる。

\*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由(被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条)についても確認する。

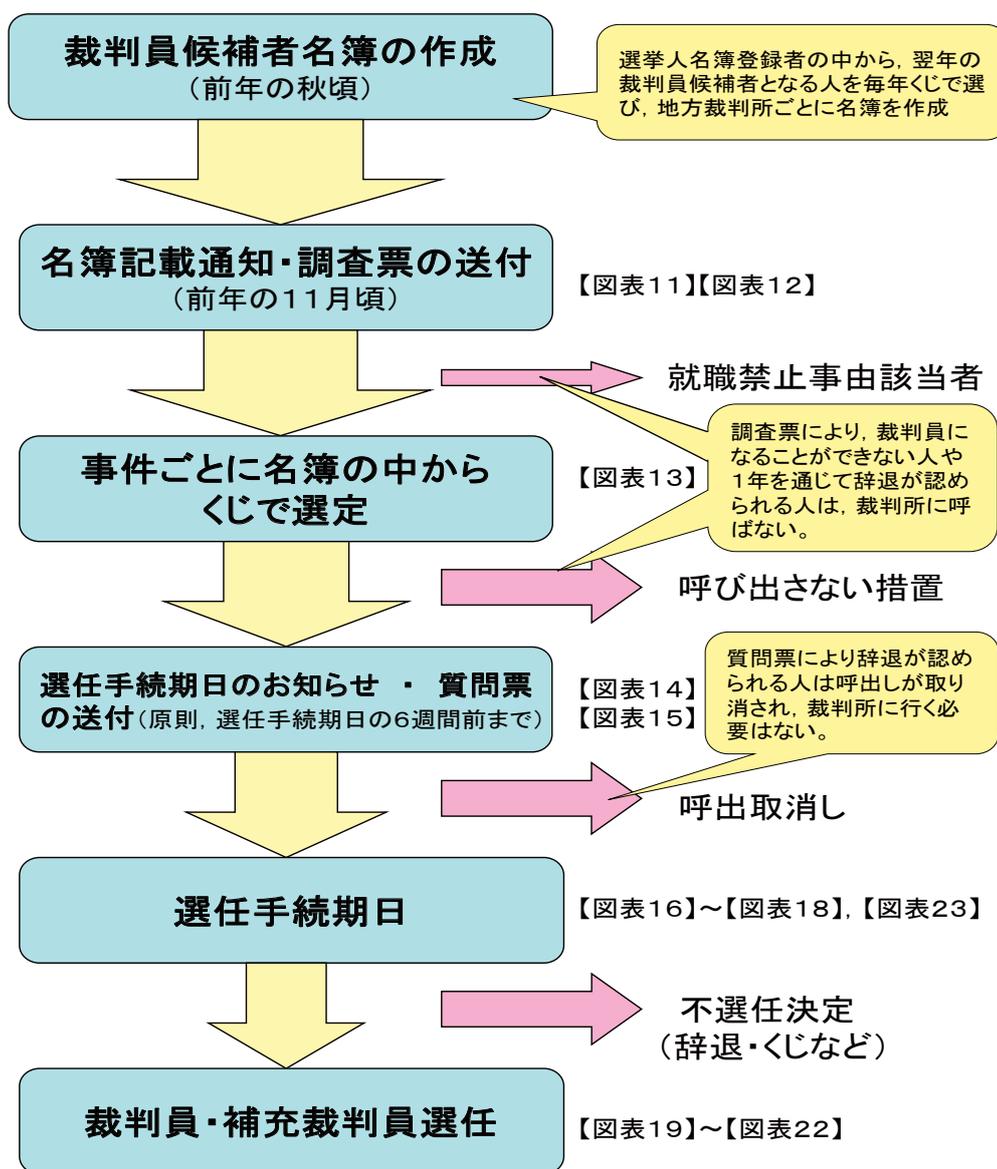
\*8 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた(法33条の2)。

\*9 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人(補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人)を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする(法36条)。

\*10 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる(法2条3項)。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席，辞退，不選任決定，裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は，図表16ないし図表21のとおりである。また，選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は，図表24のとおりである。

エ なお，選任手続の流れをフローチャートで示すと，以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき，【図表24】~【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

令和元年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計23万3300人（選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約455人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、9万0970人であり<sup>\*11</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,845人である。

---

\*11 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	233,300	90,970	1,541	59,703	広島地裁本庁	4,600	1,863	40	1,265
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合 (%)	100.0	39.0	0.7	25.6	山口地裁本庁	2,100	867	15	621
東京地裁本庁	17,600	6,311	124	3,679	岡山地裁本庁	4,400	1,728	18	1,198
東京地裁立川支部	4,100	1,535	39	939	鳥取地裁本庁	1,200	495	7	363
横浜地裁本庁	9,000	3,431	59	2,151	松江地裁本庁	1,200	511	8	357
横浜地裁小田原支部	2,000	798	9	534	福岡地裁本庁	8,900	3,261	63	2,038
さいたま地裁本庁	9,900	3,812	58	2,377	福岡地裁小倉支部	5,400	2,148	34	1,538
千葉地裁本庁	20,000	7,925	143	5,074	佐賀地裁本庁	1,200	453	7	317
水戸地裁本庁	5,700	2,138	24	1,466	長崎地裁本庁	1,700	639	13	424
宇都宮地裁本庁	3,900	1,465	21	969	大分地裁本庁	1,400	565	8	394
前橋地裁本庁	3,300	1,286	11	889	熊本地裁本庁	2,000	785	16	507
静岡地裁本庁	1,500	571	16	357	鹿児島地裁本庁	3,600	1,415	23	1,018
静岡地裁沼津支部	2,100	878	20	590	宮崎地裁本庁	1,600	610	15	428
静岡地裁浜松支部	1,500	611	5	411	那覇地裁本庁	4,800	1,485	44	936
甲府地裁本庁	2,400	936	10	628	仙台地裁本庁	3,000	1,154	29	751
長野地裁本庁	1,400	607	8	417	福島地裁本庁	1,600	620	11	431
長野地裁松本支部	1,200	563	1	383	福島地裁郡山支部	2,300	849	14	580
新潟地裁本庁	2,200	946	10	609	山形地裁本庁	1,300	541	6	380
大阪地裁本庁	19,700	7,708	98	5,127	盛岡地裁本庁	1,200	489	8	350
大阪地裁堺支部	3,900	1,505	26	986	秋田地裁本庁	1,400	583	9	414
京都地裁本庁	5,100	2,157	39	1,451	青森地裁本庁	1,900	770	20	507
神戸地裁本庁	7,300	2,988	51	1,945	札幌地裁本庁	6,300	2,380	58	1,567
神戸地裁姫路支部	2,400	980	15	683	函館地裁本庁	1,600	662	11	452
奈良地裁本庁	2,000	832	14	581	旭川地裁本庁	1,500	623	27	421
大津地裁本庁	3,800	1,496	17	987	釧路地裁本庁	1,900	754	20	490
和歌山地裁本庁	2,300	921	18	612	高松地裁本庁	2,400	946	19	619
名古屋地裁本庁	10,800	4,323	73	2,742	徳島地裁本庁	2,200	881	13	634
名古屋地裁岡崎支部	2,600	1,064	15	665	高知地裁本庁	1,900	733	10	505
津地裁本庁	2,900	1,087	13	728	松山地裁本庁	1,900	782	9	548
岐阜地裁本庁	2,400	984	11	657					
福井地裁本庁	1,400	560	5	371					
金沢地裁本庁	1,200	475	10	316					
富山地裁本庁	1,200	485	3	326					

(注) 1 実人員であり，概数である。

2 「裁判員候補者名簿登録人数」には，実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。

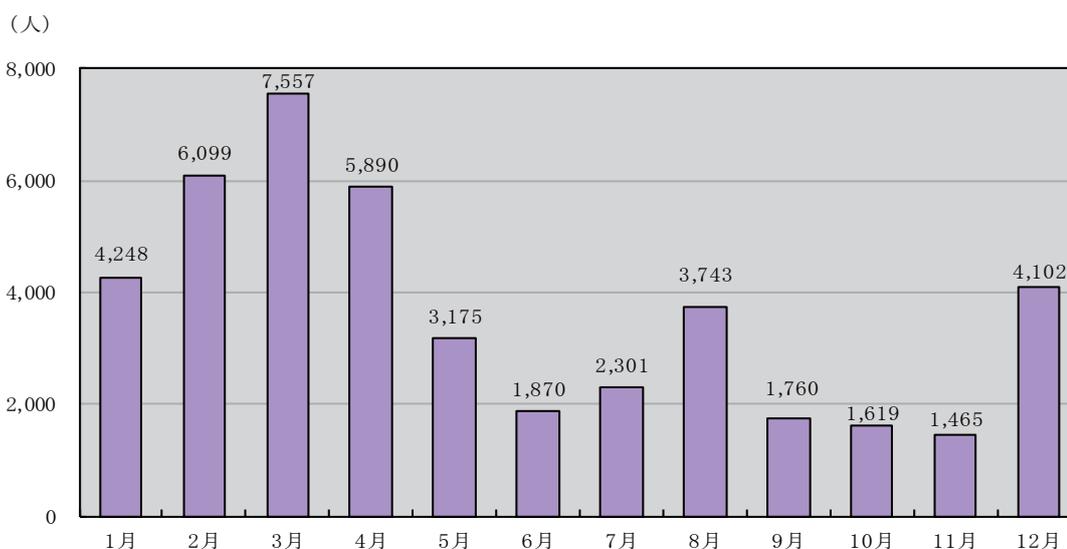
なお，18歳及び19歳の者については，名簿作成後直ちに削除されるため，「調査票回答者数」には含まれない。

3 「就職禁止事由申出者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月	うち2月	うち3月	うち4月	うち5月	うち6月
			参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者
(100.0)	(39.0)	(18.8)	(1.8)	(2.6)	(3.2)	(2.5)	(1.4)	(0.8)
233,300	90,970	43,829	4,248	6,099	7,557	5,890	3,175	1,870
			うち7月	うち8月	うち9月	うち10月	うち11月	うち12月
			参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者
			(1.0)	(1.6)	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(1.8)
			2,301	3,743	1,760	1,619	1,465	4,102

- (注) 1 概数である。  
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「調査票回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。  
 3 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「調査票回答者数」には含まれない。  
 4 ( ) は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、11万8754人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

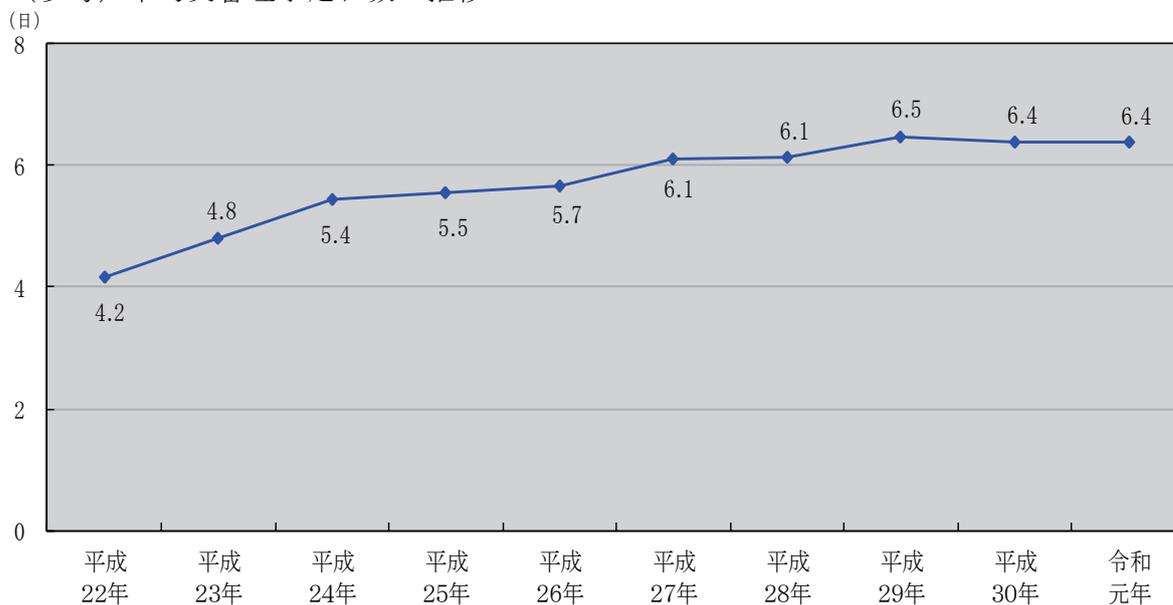
また、平成22年から令和元年までの平均実審理予定日数のデータを参考添付した。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数									
			2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
総数	1,001	[118.6] 118,754	-	[96.5] 12,740	[98.3] 18,875	[106.9] 19,669	[110.0] 13,855	[118.2] 14,300	[136.1] 10,885	[140.5] 5,480	[139.3] 5,155	[197.7] 17,795
自白	491	[105.8] 51,940	-	[96.8] 12,200	[99.1] 15,955	[107.7] 11,735	[105.2] 4,735	[126.1] 2,775	[161.7] 2,425	[143.3] 430	[140.0] 560	[187.5] 1,125
否認	510	[131.0] 66,814	-	[90.0] 540	[94.2] 2,920	[105.8] 7,934	[112.6] 9,120	[116.4] 11,525	[130.2] 8,460	[140.3] 5,050	[139.2] 4,595	[198.5] 16,670

- (注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。  
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、 $\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$ により算出した。  
 4 選任手続期日取り消されたものを除く。

(参考) 平均実審理予定日数の推移



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		（1） 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼び出さない措置がされた	呼出状を送付した裁判員候補者数（1・2）	（4） 辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数	（3） 選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数
				びうち辞退申請によつて呼出されない措置がされた裁判員候補者数（3）			
総数		118,754	(32.5) 38,578	(31.5) 37,452	(67.5) 80,176	(32.0) 37,974	(63.5) 75,426
実審理予定日数	2日以内	-	-	-	-	-	-
	3日	12,740	(32.0) 4,080	(31.2) 3,969	(68.0) 8,660	(28.5) 3,627	(59.6) 7,596
	4日	18,875	(31.3) 5,917	(30.5) 5,764	(68.7) 12,958	(29.9) 5,647	(60.5) 11,411
	5日	19,669	(31.6) 6,220	(30.7) 6,042	(68.4) 13,449	(30.6) 6,020	(61.3) 12,062
	6日	13,855	(33.1) 4,590	(32.2) 4,461	(66.9) 9,265	(30.9) 4,276	(63.1) 8,737
	7日	14,300	(31.6) 4,518	(30.7) 4,397	(68.4) 9,782	(33.0) 4,718	(63.7) 9,115
	8日	10,885	(33.8) 3,682	(32.9) 3,580	(66.2) 7,203	(32.6) 3,552	(65.5) 7,132
	9日	5,480	(32.6) 1,786	(31.7) 1,739	(67.4) 3,694	(33.4) 1,830	(65.1) 3,569
	10日	5,155	(32.2) 1,659	(30.8) 1,589	(67.8) 3,496	(36.0) 1,857	(66.8) 3,446
	11日以上	17,795	(34.4) 6,126	(33.2) 5,911	(65.6) 11,669	(36.2) 6,447	(69.4) 12,358

- (注) 1 延べ人員である。  
 2 ( ) は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。  
 3 選任手続期日が取り消されたものを除く。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(庁別)

	選定された裁判員候補者数(1)	(2) 呼び出さない措置がされた裁判員候補者数		呼出状を送付した裁判員候補者数(1-2)	辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)		選定された裁判員候補者数(1)	(2) 呼び出さない措置がされた裁判員候補者数		呼出状を送付した裁判員候補者数(1-2)	辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)
		うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)						うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)			
総数	118,754	38,578	37,452	80,176	37,974	75,426		3,124	978	955	2,146	960	1,915
広島地裁本庁	11,095	3,318	3,190	7,777	3,231	6,421		1,340	547	536	793	414	950
山口地裁本庁	3,345	1,017	985	2,328	1,024	2,009		1,520	456	443	1,064	469	912
岡山地裁本庁	5,090	1,511	1,445	3,579	1,737	3,182		480	129	127	351	213	340
鳥取地裁本庁	850	281	272	569	269	541		310	98	97	212	98	195
松江地裁本庁	3,890	1,120	1,081	2,770	1,288	2,369		5,720	1,572	1,516	4,148	2,182	3,698
福岡地裁本庁	13,675	5,171	5,019	8,504	3,725	8,744		1,180	356	346	824	376	722
福岡地裁小倉支部	2,990	892	876	2,098	1,076	1,952		-	-	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	1,675	390	378	1,285	638	1,016		840	208	197	632	297	494
長崎地裁本庁	1,635	498	485	1,137	541	1,026		590	178	172	412	223	395
大分地裁本庁	455	179	168	276	139	307		1,300	367	355	933	435	790
熊本地裁本庁	520	153	152	367	156	308		1,420	433	415	987	444	859
鹿児島地裁本庁	1,330	591	579	739	422	1,001		800	254	245	546	263	508
宮崎地裁本庁	2,590	968	943	1,622	876	1,819		1,570	481	467	1,089	465	932
那覇地裁本庁	120	34	33	86	43	76		1,340	393	377	947	552	929
仙台地裁本庁	445	135	132	310	161	293		100	27	24	73	33	57
福島地裁本庁	1,440	473	471	967	546	1,017		940	251	235	689	349	584
福島地裁郡山支部	9,425	2,958	2,870	6,467	2,751	5,621		130	47	46	83	47	93
山形地裁本庁	1,670	631	622	1,039	398	1,020		235	58	58	177	90	148
盛岡地裁本庁	2,415	840	819	1,575	783	1,602		1,880	618	598	1,262	717	1,315
秋田地裁本庁	3,995	1,293	1,275	2,702	1,201	2,476		1,330	413	401	917	492	893
青森地裁本庁	2,035	699	688	1,336	886	1,574		3,515	1,325	1,297	2,190	1,029	2,326
札幌地裁本庁	595	171	170	424	181	351		520	149	144	371	170	314
函館地裁本庁	1,990	877	828	1,113	616	1,444		890	265	252	625	349	601
旭川地裁本庁	390	99	95	291	153	248		375	96	92	279	164	256
釧路地裁本庁	4,085	1,414	1,414	2,671	1,131	2,545		530	142	139	388	189	328
高松地裁本庁	1,675	452	445	1,223	559	1,004		1,605	665	652	940	460	1,112
徳島地裁本庁	1,225	448	441	777	336	777		230	67	65	163	96	161
高知地裁本庁	1,375	451	439	924	540	979		485	142	137	343	181	318
松山地裁本庁	680	197	190	483	248	438							
福井地裁本庁	1,230	453	414	777	354	768							
金沢地裁本庁	525	149	145	376	208	353							
富山地裁本庁													

(注)1 延べ人員である。

2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、2万7874人で、出席率は、68.6%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
判決人員	1,001	-	132	192	184	126	121	80	39	37	90
選定された裁判員候補者の数 (A)	[118.6] 118,754	-	[96.5] 12,740	[98.3] 18,875	[106.9] 19,669	[110.0] 13,855	[118.2] 14,300	[136.1] 10,885	[140.5] 5,480	[139.3] 5,155	[197.7] 17,795
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[80.1] 80,176	-	[65.6] 8,660	[67.5] 12,958	[73.1] 13,449	[73.5] 9,265	[80.8] 9,782	[90.0] 7,203	[94.7] 3,694	[94.5] 3,496	[129.7] 11,669
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[39.5] 39,523	-	[28.7] 3,786	[30.7] 5,900	[34.1] 6,280	[35.2] 4,429	[40.5] 4,899	[46.5] 3,718	[48.7] 1,898	[51.9] 1,922	[74.3] 6,691
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた 裁判員候補者の数	[37.9] 37,974	-	[27.5] 3,627	[29.4] 5,647	[32.7] 6,020	[33.9] 4,276	[39.0] 4,718	[44.4] 3,552	[46.9] 1,830	[50.2] 1,857	[71.6] 6,447
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.8] 27,874	-	[26.4] 3,490	[26.2] 5,021	[26.8] 4,929	[26.3] 3,313	[28.0] 3,382	[29.0] 2,318	[30.2] 1,177	[27.7] 1,024	[35.8] 3,220
出席率(%) (D/(B-C))	68.6	-	71.6	71.1	68.8	68.5	69.3	66.5	65.5	65.1	64.7
選定された裁判員候補者のうち、選任手続 期日に出席した人の割合(%) (D/A)	23.5	-	27.4	26.6	25.1	23.9	23.7	21.3	21.5	19.9	18.1

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 裁判員候補者数は延べ人員である。  
 3 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。  
 4 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、4,015人で、同期日に出席した裁判員候補者2万7874人に占める割合は14.4%である。また、辞退が認められた総数は、3,810人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	27,874	-	3,490	5,021	4,929	3,313	3,382	2,318	1,177	1,024	3,220
辞退を申し立てた裁判員候補者数	4,015	-	371	644	638	470	514	353	241	184	600
辞退が認められた裁判員候補者数	《94.9》 3,810	-	《91.9》 341	《93.8》 604	《95.5》 609	《94.3》 443	《97.3》 500	《96.9》 342	《93.8》 226	《91.3》 168	《96.2》 577
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.3) 48	-	(1.8) 6	(2.0) 12	(1.1) 7	(1.4) 6	(0.8) 4	(0.9) 3	(1.8) 4	(0.6) 1	(0.9) 5
疾病傷害(法16条8号イ)	(3.9) 147	-	(3.5) 12	(4.5) 27	(3.9) 24	(4.1) 18	(5.0) 25	(3.8) 13	(2.2) 5	(4.8) 8	(2.6) 15
介護養育(法16条8号ロ)	(6.4) 244	-	(6.2) 21	(6.1) 37	(8.5) 52	(5.6) 25	(8.2) 41	(3.5) 12	(3.5) 8	(3.0) 5	(7.5) 43
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(48.7) 1,856	-	(45.5) 155	(50.7) 306	(44.7) 272	(48.3) 214	(46.8) 234	(49.4) 169	(55.3) 125	(52.4) 88	(50.8) 293
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(5.0) 192	-	(5.0) 17	(4.0) 24	(6.6) 40	(4.1) 18	(6.4) 32	(4.4) 15	(7.5) 17	(4.8) 8	(3.6) 21
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 1	-	-	-	-	-	-	(0.3) 1	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.4) 17	-	(0.3) 1	(0.3) 2	(0.3) 2	(0.2) 1	(1.0) 5	(0.3) 1	(0.4) 1	(0.6) 1	(0.5) 3
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(2.1) 81	-	(1.8) 6	(2.6) 16	(1.8) 11	(1.6) 7	(2.4) 12	(2.0) 7	(1.3) 3	(1.8) 3	(2.8) 16
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.6) 100	-	(3.5) 12	(2.2) 13	(2.1) 13	(2.7) 12	(2.0) 10	(3.2) 11	(1.3) 3	(2.4) 4	(3.8) 22
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 4	-	(0.3) 1	-	-	(0.2) 1	-	(0.3) 1	-	-	(0.2) 1
遠隔地(辞退政令5号)	(0.6) 24	-	(0.3) 1	(0.5) 3	(0.8) 5	(1.1) 5	(0.4) 2	-	(0.9) 2	-	(1.0) 6
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(28.8) 1,096	-	(32.0) 109	(27.2) 164	(30.0) 183	(30.7) 136	(27.0) 135	(31.9) 109	(25.7) 58	(29.8) 50	(26.3) 152

(注) 1 延べ人員である。

2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

3 ( )は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

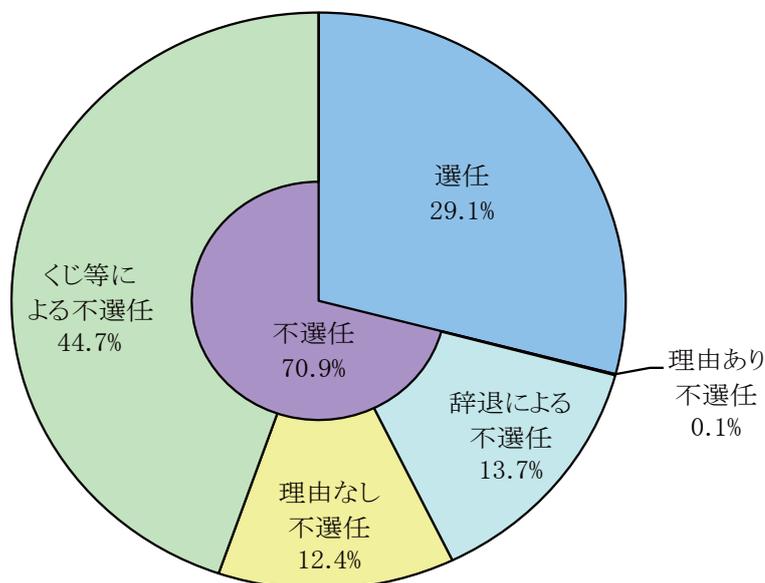
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を  
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選  
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳  
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
判決人員	1,001	-	132	192	184	126	121	80	39	37	90
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	[27.8] 27,874	-	[26.4] 3,490	[26.2] 5,021	[26.8] 4,929	[26.3] 3,313	[28.0] 3,382	[29.0] 2,318	[30.2] 1,177	[27.7] 1,024	[35.8] 3,220
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.7] 19,765	-	[18.5] 2,446	[18.2] 3,489	[18.8] 3,460	[18.3] 2,304	[19.9] 2,403	[20.6] 1,649	[21.9] 856	[19.5] 721	[27.1] 2,437
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 20	-	[0.0] 2	[0.0] 7	[0.0] 1	[0.0] 4	[0.0] 4	[0.0] 1	-	-	[0.0] 1
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 3,810	-	[2.6] 341	[3.1] 604	[3.3] 609	[3.5] 443	[4.1] 500	[4.3] 342	[5.8] 226	[4.5] 168	[6.4] 577
理由なし不選任(法36条) 注4	[3.5] 3,469	-	[3.1] 410	[3.1] 601	[3.5] 635	[3.0] 374	[3.8] 455	[3.5] 276	[3.1] 122	[2.9] 109	[5.4] 487
くじ等による不選任(法37条3項)	[12.5] 12,466	-	[12.8] 1,693	[11.9] 2,277	[12.0] 2,215	[11.8] 1,483	[11.9] 1,444	[12.9] 1,030	[13.0] 508	[12.0] 444	[15.2] 1,372
質問なし不選任(規35条2項, 3項) 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 裁判員候補者数は延べ人員である。  
 3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。  
 4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）  
 5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を定めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)（実人員）からは算出できない。

#### (4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、選挙人名簿登録者のうち裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,001	106,096,746	233,300	118,754	5,718	1,919	3.3
東京地裁本庁	128	7,792,126	17,600	11,095	709	230	5.3
東京地裁立川支部	27	3,512,778	4,100	3,345	126	42	4.1
横浜地裁本庁	48	6,619,348	9,000	5,090	269	92	4.0
横浜地裁小田原支部	8	1,003,572	2,000	850	49	17	3.3
さいたま地裁本庁	35	6,109,851	9,900	3,890	190	63	2.6
千葉地裁本庁	106	5,236,989	20,000	13,675	586	189	3.9
水戸地裁本庁	22	2,448,928	5,700	2,990	138	49	3.3
宇都宮地裁本庁	14	1,646,121	3,900	1,675	87	29	3.0
前橋地裁本庁	15	1,641,452	3,300	1,635	91	30	3.7
静岡地裁本庁	4	991,290	1,500	455	25	8	2.2
静岡地裁沼津支部	5	1,025,717	2,100	520	31	10	2.0
静岡地裁浜松支部	7	1,077,600	1,500	1,330	24	8	2.1
甲府地裁本庁	14	700,553	2,400	2,590	67	25	3.8
長野地裁本庁	1	875,045	1,400	120	6	2	0.6
長野地裁松本支部	4	882,964	1,200	445	24	8	2.7
新潟地裁本庁	9	1,934,077	2,200	1,440	55	21	3.5
大阪地裁本庁	92	5,297,561	19,700	9,425	554	184	3.7
大阪地裁堺支部	15	2,018,847	3,900	1,670	93	30	3.2
京都地裁本庁	17	2,126,560	5,100	2,415	104	39	2.8
神戸地裁本庁	37	3,267,717	7,300	3,995	210	70	3.8
神戸地裁姫路支部	10	1,354,865	2,400	2,035	63	25	3.7
奈良地裁本庁	6	1,155,475	2,000	595	36	12	2.4
大津地裁本庁	12	1,151,952	3,800	1,990	67	24	2.4
和歌山地裁本庁	3	826,462	2,300	390	18	6	1.0
名古屋地裁本庁	38	4,211,187	10,800	4,085	234	79	2.9
名古屋地裁岡崎支部	15	1,900,373	2,600	1,675	79	25	4.0
津地裁本庁	10	1,508,583	2,900	1,225	61	20	2.8
岐阜地裁本庁	10	1,687,546	2,400	1,375	60	20	3.3
福井地裁本庁	6	652,208	1,400	680	37	12	3.5
金沢地裁本庁	8	957,888	1,200	1,230	30	12	3.5
富山地裁本庁	4	897,847	1,200	525	24	8	2.7
広島地裁本庁	27	2,352,004	4,600	3,124	153	50	4.4
山口地裁本庁	10	1,175,418	2,100	1,340	55	20	3.6
岡山地裁本庁	11	1,591,709	4,400	1,520	66	23	2.0
鳥取地裁本庁	4	477,519	1,200	480	24	8	2.7
松江地裁本庁	3	577,276	1,200	310	18	6	2.0

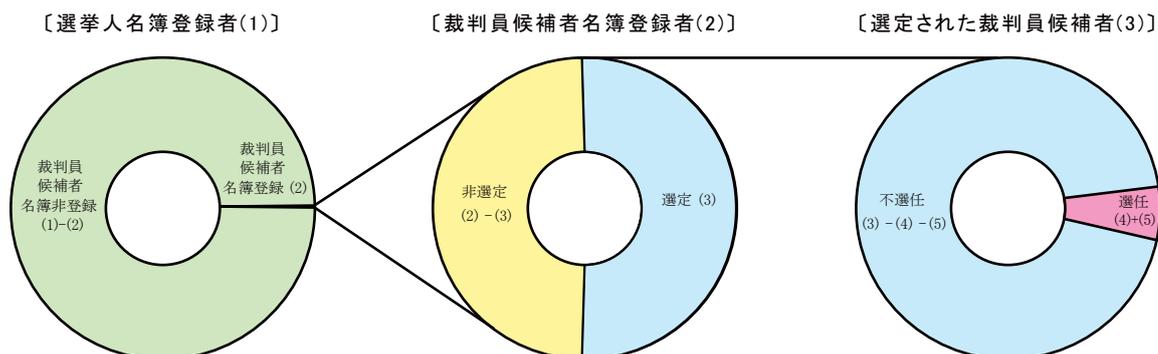
## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された裁 判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	41	3,159,643	8,900	5,720	230	77	3.4
福岡地裁小倉支部	10	1,075,496	5,400	1,180	55	18	1.4
佐賀地裁本庁	-	687,746	1,200	-	-	-	-
長崎地裁本庁	7	1,152,504	1,700	840	43	14	3.4
大分地裁本庁	6	978,818	1,400	590	37	12	3.5
熊本地裁本庁	12	1,484,640	2,000	1,300	76	26	5.1
鹿児島地裁本庁	12	1,375,068	3,600	1,420	73	24	2.7
宮崎地裁本庁	8	924,403	1,600	800	48	16	4.0
那覇地裁本庁	13	1,158,563	4,800	1,570	78	26	2.2
仙台地裁本庁	10	1,944,179	3,000	1,340	61	24	2.8
福島地裁本庁	1	463,031	1,600	100	6	2	0.5
福島地裁郡山支部	7	1,155,694	2,300	940	30	10	1.7
山形地裁本庁	1	937,457	1,300	130	6	2	0.6
盛岡地裁本庁	3	1,074,833	1,200	235	18	6	2.0
秋田地裁本庁	10	879,640	1,400	1,880	50	18	4.9
青森地裁本庁	9	1,121,179	1,900	1,330	49	16	3.4
札幌地裁本庁	30	2,833,102	6,300	3,515	178	60	3.8
函館地裁本庁	4	385,616	1,600	520	24	8	2.0
旭川地裁本庁	6	585,013	1,500	890	37	13	3.3
釧路地裁本庁	3	769,025	1,900	375	18	6	1.3
高松地裁本庁	5	828,096	2,400	530	33	10	1.8
徳島地裁本庁	12	642,754	2,200	1,605	68	22	4.1
高知地裁本庁	2	618,541	1,900	230	12	4	0.8
松山地裁本庁	4	1,174,297	1,900	485	25	9	1.8

- (注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。  
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、実人員であり、概数である。  
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会  
 が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。  
 5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、実人員であり、概数である。  
 6 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には選定されない裁判員候補者である18歳及び19歳  
 の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「選  
 定された裁判員候補者の数」には含まれない。

### <イメージ>



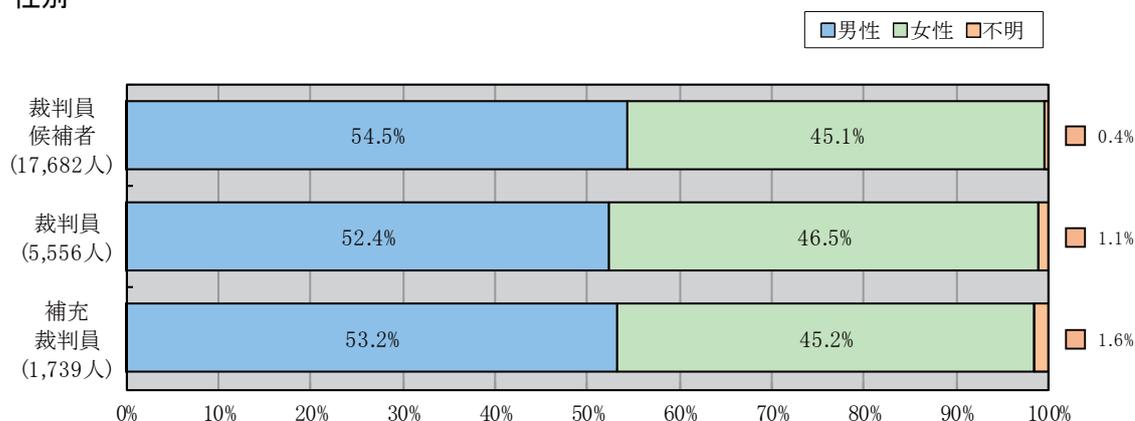
図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び  
補充裁判員の属性

		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		17,682	5,556	1,739
性別	男性	9,632	2,913	926
	女性	7,980	2,581	786
	不明	70	62	27
年代別	20代	2,243	734	206
	30代	3,212	1,055	322
	40代	4,404	1,444	461
	50代	3,636	1,164	354
	60代	3,518	967	329
	70歳以上	594	130	38
	不明	75	62	29
職業別	お勤め	10,224	3,397	1,026
	自営・自由業	1,169	318	102
	パート・アルバイト	2,972	902	278
	専業主婦・専業主夫	1,414	399	147
	学生	144	43	13
	無職	1,406	337	113
	その他	231	78	24
	不明	122	82	36

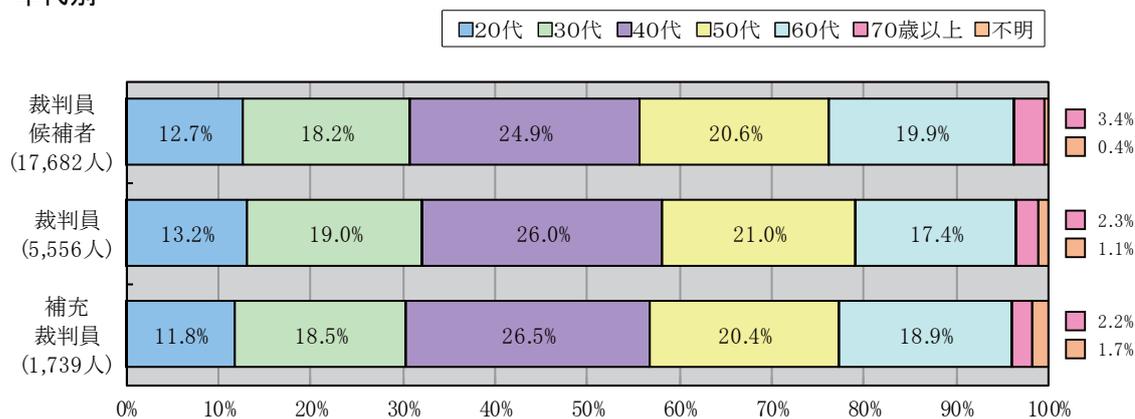
(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。  
2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

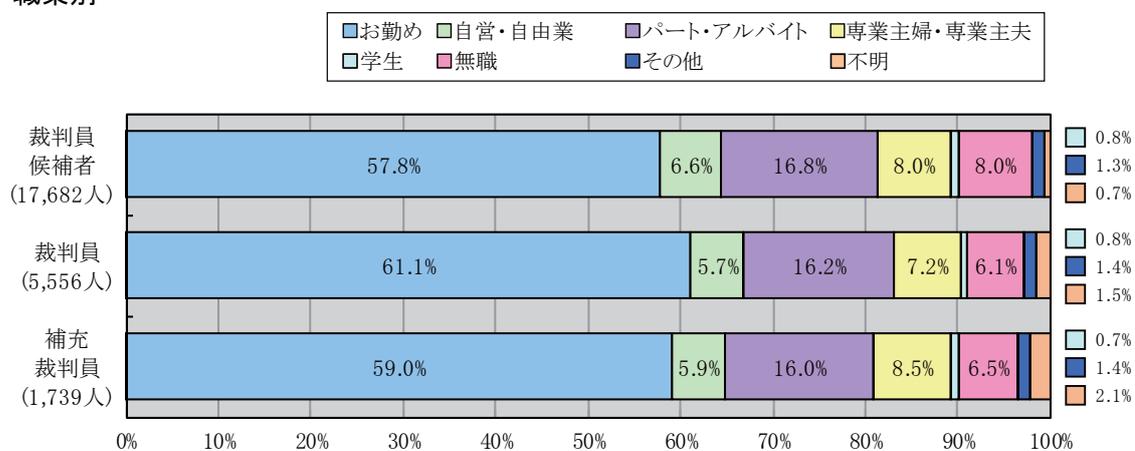
### 性別



### 年代別



### 職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員							選任された 補充裁判員 数の平均	
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		6人 以上
総数		1,001	-	20	903	62	14	1	1	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3日	132	-	12	120	-	-	-	-	1.9
	4日	192	-	5	186	1	-	-	-	2.0
	5日	184	-	3	181	-	-	-	-	2.0
	6日	126	-	-	125	1	-	-	-	2.0
	7日	121	-	-	117	3	1	-	-	2.0
	8日	80	-	-	73	3	4	-	-	2.1
	9日	39	-	-	30	9	-	-	-	2.2
	10日	37	-	-	30	7	-	-	-	2.2
	11日以上	90	-	-	41	38	9	1	1	2.7

(注) 選任された補充裁判員数の平均は、  

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,001	8	271	327	164	231
裁判員	総数	(0.16) 158	(0.13) 1	(0.07) 18	(0.13) 43	(0.28) 46	(0.22) 50
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	5	-	-	2	1	2
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	2	-	-	1	-	1
	辞任申立て	151	1	18	40	45	47
補充裁判員	総数	(0.09) 87	-	(0.09) 24	(0.06) 19	(0.07) 12	(0.14) 32
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	-	-	-	1
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	52	-	8	11	11	22
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.03) 34	-	(0.06) 16	(0.02) 8	(0.01) 1	(0.04) 9

- (注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。  
 3 ( )内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

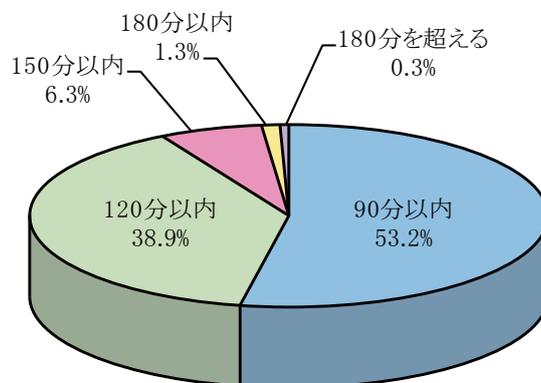
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、95.6分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.8人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員						出席した 裁判員 候補者 総数	
		総数	出 席 し た 裁 判 員 候 補 者 数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内		50人 を超える
総 数		1,001	712	184	55	29	11	10	27,874
要 選 任 し た 手 続 期 日 に	90分以内	533	436	71	18	3	3	2	13,778
	120分以内	389	240	96	31	16	4	2	11,368
	150分以内	63	32	14	5	10	2	-	1,999
	180分以内	13	4	3	-	-	1	5	579
	180分を超える	3	-	-	1	-	1	1	150

(注) 延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	118,754 [118.6]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 注2	38,578 [38.5]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	80,176 [80.1]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) 注2	39,523 [39.5]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	27,874 [27.8]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) 注3	68.6			

(注) 1 延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [ ] は、総数を判決人員（実人員1,001人）で除した平均値である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。また、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

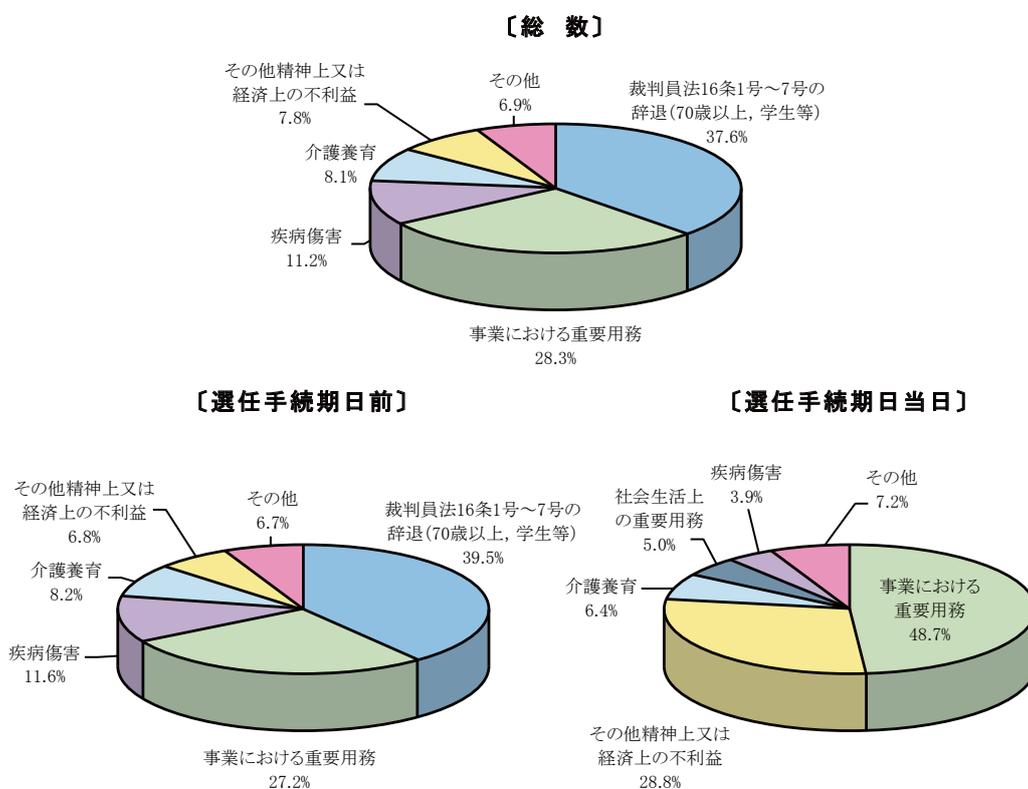
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,001			
選定された裁判員候補者の数	118,754			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 79,236 <100.0>	(100.0) 37,452 <47.3>	(100.0) 37,974 <47.9>	(100.0) 3,810 <4.8>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(37.6) 29,811	(67.0) 25,103	(12.3) 4,660	(1.3) 48
疾病傷害(法16条8号イ)	(11.2) 8,900	(15.9) 5,973	(7.3) 2,780	(3.9) 147
介護養育(法16条8号ロ)	(8.1) 6,442	(4.2) 1,570	(12.2) 4,628	(6.4) 244
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(28.3) 22,401	(8.0) 2,997	(46.2) 17,548	(48.7) 1,856
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.4) 1,079	(0.3) 118	(2.0) 769	(5.0) 192
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 21	-	(0.1) 20	(0.0) 1
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.7) 590	(0.3) 105	(1.2) 468	(0.4) 17
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 1,169	(0.5) 196	(2.3) 892	(2.1) 81
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.9) 684	(0.1) 52	(1.4) 532	(2.6) 100
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 94	(0.0) 17	(0.2) 73	(0.1) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,853	(1.1) 404	(3.8) 1,425	(0.6) 24
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.8) 6,192	(2.4) 917	(11.0) 4,179	(28.8) 1,096

(注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。

2 ( )は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別<sup>\*12</sup>に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

\*12 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.7	-	62.3	63.7	64.4	66.3	67.2	68.7	69.3	70.1	72.7
東京地裁本庁	60.8	-	57.9	57.6	59.4	62.1	63.9	61.3	61.0	69.6	66.1
東京地裁立川支部	61.9	-	54.7	58.1	58.7	60.4	65.8	63.9	-	67.4	58.3
横浜地裁本庁	65.9	-	60.9	62.6	65.0	64.3	65.0	64.8	62.7	68.6	70.0
横浜地裁小田原支部	66.9	-	68.9	66.1	61.6	-	70.0	-	70.0	68.5	-
さいたま地裁本庁	64.9	-	60.8	60.2	66.3	69.3	64.4	64.8	-	66.8	72.4
千葉地裁本庁	67.3	-	61.4	63.3	63.5	64.7	65.5	70.0	68.0	70.2	71.2
水戸地裁本庁	68.9	-	62.4	58.8	65.6	65.5	65.8	71.0	70.0	74.0	72.7
宇都宮地裁本庁	65.7	-	-	61.6	-	64.4	61.8	-	68.1	69.7	70.7
前橋地裁本庁	66.9	-	67.1	63.3	64.2	67.3	71.1	-	-	-	-
静岡地裁本庁	69.2	-	-	74.7	66.4	66.7	-	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	62.5	-	-	-	62.8	-	-	62.0	-	-	-
静岡地裁浜松支部	76.7	-	-	-	-	-	-	70.0	-	-	78.0
甲府地裁本庁	71.9	-	66.3	64.1	77.9	-	73.7	74.2	-	-	77.6
長野地裁本庁	66.7	-	-	66.7	-	-	-	-	-	-	-
長野地裁松本支部	71.0	-	-	67.0	-	-	71.6	75.2	70.0	-	-
新潟地裁本庁	73.8	-	61.0	75.4	-	-	-	-	-	79.2	81.0
大阪地裁本庁	63.7	-	59.1	60.6	62.7	64.7	68.2	63.8	67.5	66.8	68.6
大阪地裁堺支部	64.7	-	61.6	61.0	62.9	65.5	67.8	62.6	68.3	-	-
京都地裁本庁	71.0	-	68.8	67.6	66.4	66.7	70.7	73.6	76.7	-	75.7
神戸地裁本庁	64.8	-	62.2	65.7	60.0	68.8	68.8	61.0	70.0	-	-
神戸地裁姫路支部	79.7	-	68.5	70.0	80.0	76.9	70.0	68.7	-	77.3	87.3
奈良地裁本庁	63.0	-	61.1	60.7	-	70.0	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	74.9	-	-	-	-	70.9	73.3	80.0	-	67.4	78.2
和歌山地裁本庁	67.2	-	-	62.2	-	-	-	-	68.7	-	-
名古屋地裁本庁	66.2	-	-	60.7	59.3	68.1	67.4	66.3	65.0	66.7	72.0
名古屋地裁岡崎支部	63.8	-	62.9	60.6	61.7	-	63.2	65.0	-	-	65.5
津地裁本庁	66.4	-	58.6	64.6	67.2	70.5	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	73.7	-	70.8	71.3	72.7	70.7	72.1	-	79.5	78.9	-
福井地裁本庁	68.7	-	-	62.6	-	65.3	-	81.8	-	-	-
金沢地裁本庁	65.4	-	-	62.9	68.6	-	60.0	-	-	-	66.0
富山地裁本庁	70.9	-	-	-	-	58.9	70.5	74.2	-	-	-

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表26つづき)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
広島地裁本庁	63.9	-	59.0	62.4	63.4	66.2	61.5	70.0	-	68.3	-
山口地裁本庁	72.3	-	72.3	65.6	71.7	-	-	75.3	-	-	-
岡山地裁本庁	64.1	-	53.6	-	66.2	64.0	63.0	68.5	67.3	-	-
鳥取地裁本庁	73.3	-	70.5	77.5	74.3	-	-	-	-	-	-
松江地裁本庁	67.4	-	-	68.0	66.4	-	-	-	-	-	-
福岡地裁本庁	66.8	-	59.8	61.8	64.9	68.2	69.0	68.0	71.0	66.0	71.7
福岡地裁小倉支部	64.2	-	62.6	65.7	65.0	-	-	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎地裁本庁	65.1	-	64.1	-	62.7	62.7	70.7	66.4	-	-	-
大分地裁本庁	68.6	-	67.8	67.9	75.0	-	64.0	-	-	-	-
熊本地裁本庁	64.5	-	64.4	65.0	56.7	59.0	-	70.0	72.3	-	62.7
鹿児島地裁本庁	64.3	-	67.0	61.3	65.5	-	67.4	-	-	-	-
宮崎地裁本庁	66.6	-	60.6	67.8	-	69.1	-	-	-	-	-
那覇地裁本庁	61.4	-	59.2	59.3	61.7	69.1	70.0	-	-	-	-
仙台地裁本庁	73.4	-	-	-	66.0	70.0	69.7	-	77.3	73.0	78.5
福島地裁本庁	60.0	-	-	60.0	-	-	-	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	67.4	-	64.4	-	64.2	-	72.0	68.7	-	-	-
山形地裁本庁	79.2	-	-	-	-	-	-	79.2	-	-	-
盛岡地裁本庁	66.4	-	-	60.7	75.6	-	-	-	-	-	-
秋田地裁本庁	72.5	-	66.0	71.5	64.2	74.6	-	78.0	-	-	73.7
青森地裁本庁	71.4	-	-	68.0	69.0	-	70.0	-	66.0	-	76.8
札幌地裁本庁	68.3	-	62.8	68.5	65.2	67.6	65.1	69.3	69.6	69.3	78.0
函館地裁本庁	63.7	-	-	-	63.7	-	-	-	-	-	-
旭川地裁本庁	70.0	-	-	68.3	71.3	-	72.5	70.0	-	-	-
釧路地裁本庁	70.9	-	70.9	-	-	-	-	-	-	-	-
高松地裁本庁	64.5	-	-	-	61.6	-	67.6	-	63.8	-	-
徳島地裁本庁	71.7	-	72.6	69.8	66.9	73.7	-	75.0	73.8	-	75.7
高知地裁本庁	74.3	-	-	-	73.8	75.0	-	-	-	-	-
松山地裁本庁	70.1	-	-	70.9	70.9	68.3	-	-	-	-	-

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)  
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.7	-	62.3	63.7	64.4	66.3	67.2	68.7	69.3	70.1	72.7
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	25.1	-	24.9	25.0	25.3	25.1	24.7	25.4	26.5	24.8	24.9
疾病傷害(法16条8号イ)	7.5	-	7.6	7.5	7.4	7.5	8.5	6.6	6.3	8.3	7.3
介護養育(法16条8号ロ)	5.4	-	5.2	5.3	5.0	5.5	5.4	5.4	4.8	5.2	6.4
事業における重要用務(法16条8号ハ)	18.9	-	15.3	16.5	17.2	17.8	19.3	20.5	21.3	22.0	23.6
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	0.9	-	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.0	1.1
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	0.0	-	-	-	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	-	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	1.0	-	0.8	1.0	0.9	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	1.2
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.6	-	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.7
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2
遠隔地(辞退政令5号)	1.6	-	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7	1.4	1.7
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	5.2	-	5.2	4.8	5.0	5.9	4.7	5.9	5.8	5.2	5.2

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	118,754	7,530	15,775	16,840	1,860	7,130	10,725
辞退が認められた裁判員候補者の数	(66.7) 79,236	(66.1) 4,980	(69.0) 10,878	(68.8) 11,588	(63.4) 1,179	(62.1) 4,428	(63.0) 6,761
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		12,074	3,310	9,835	9,560	10,840	13,275
		(64.6) 7,798	(68.7) 2,273	(65.7) 6,457	(66.8) 6,386	(68.0) 7,372	(68.8) 9,136

(注) 1 延べ人員である。  
2 ( ) は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

##### (1) 対象事件・合議体の構成

###### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である(法2条1項)。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う(除外決定、法3条1項)。

さらに、平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、長期間の審判を要する事件等についても決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱うこととされた(除外決定、法3条の2第1項)。

###### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実と争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる(法2条2項、3項)。

##### (2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

###### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起(起訴)することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない(法49条)。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定

を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**，法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**実審理期間・開廷回数**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、開廷時間・証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分し

た事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

#### ウ 評議

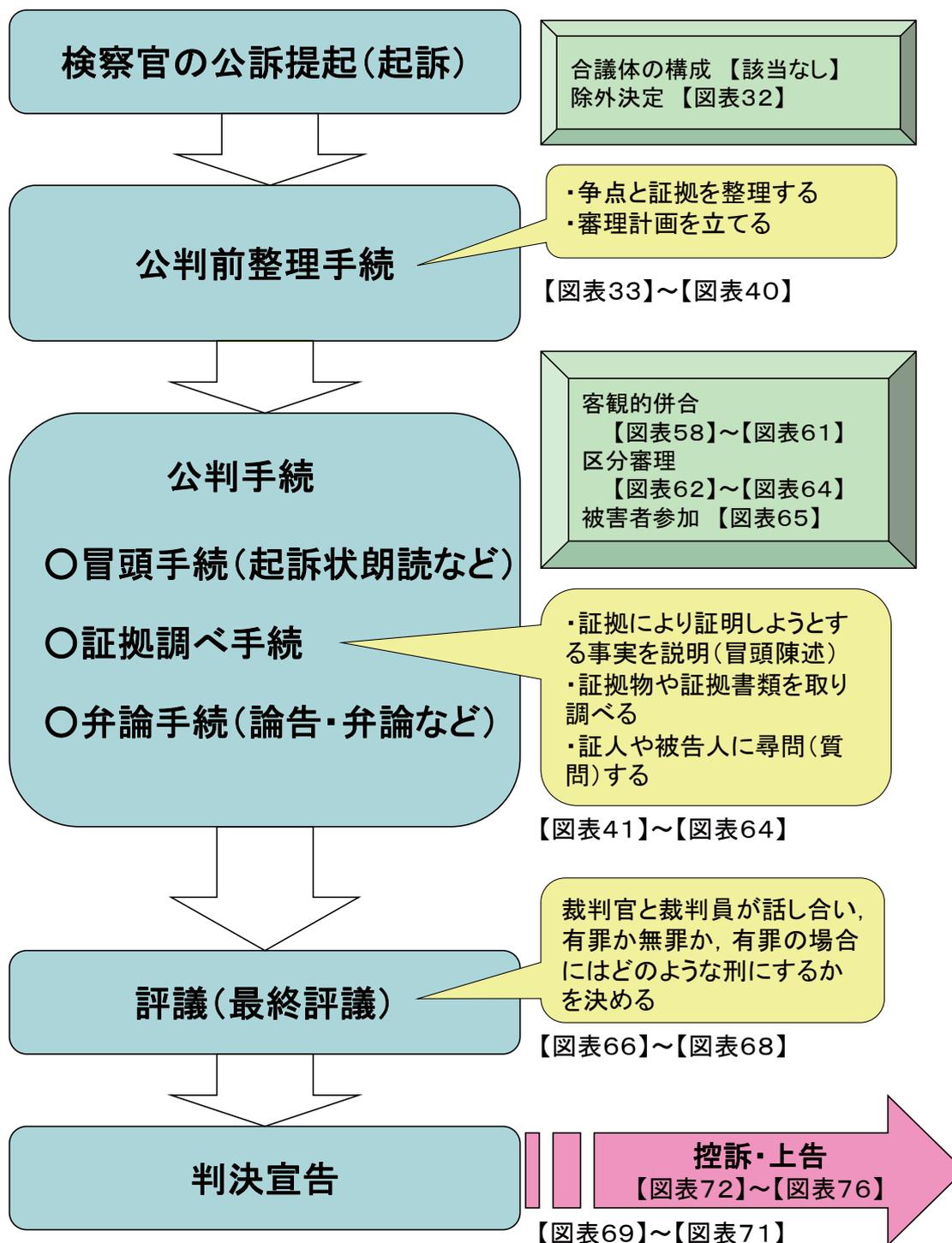
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

#### エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

オ なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。

2 概況

令和元年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。  
各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項 (平均)		区分			
		総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	9.4(月)	7.0(月)	11.6(月)	
	受理～終局	10.3(月)	7.9(月)	12.5(月)	(注) 図表41参照
平均実審理期間		10.5(日)	6.8(日)	14.1(日)	(注) 図表42参照
平均開廷回数		4.8(回)	3.8(回)	5.7(回)	(注) 図表44参照
平均公判前整理手続期間		8.5(月)	6.4(月)	10.5(月)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続日回数		5.0(回)	3.9(回)	6.1(回)	(注) 図表33参照
平均評議時間		768.2(分)	567.5(分)	961.5(分)	(注) 図表66参照
平均取調べ証拠数		20.9(個)	17.4(個)	24.3(個)	(注) 図表46参照
平均取調べ証人数		2.9(人)	1.7(人)	4.1(人)	(注) 図表47参照
平均証人尋問時間		221.6(分)	99.4(分)	322.0(分)	(注) 図表49参照
平均被告人質問時間		176.6(分)	141.4(分)	210.9(分)	(注) 図表51参照
平均開廷時間		621.3(分)	407.0(分)	829.8(分)	(注) 図表55参照

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、令和元年中に終局した事件においては9人であった。

図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員

	法3条1項	法3条の2第1項
総数	9	-
殺人	3	-
銃刀法違反	3	-
組織的犯罪処罰法違反	3	-

（注）実人員である。

(2) 公判前整理手続

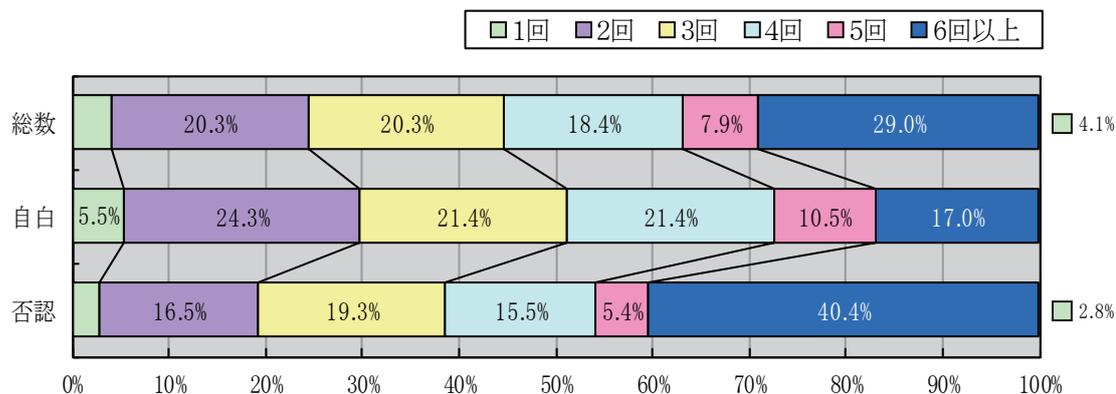
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。

なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 979	-	(4.1) 40	(20.3) 199	(20.3) 199	(18.4) 180	(7.9) 77	(29.0) 284	5.0
自白	(100.0) 477	-	(5.5) 26	(24.3) 116	(21.4) 102	(21.4) 102	(10.5) 50	(17.0) 81	3.9
否認	(100.0) 502	-	(2.8) 14	(16.5) 83	(19.3) 97	(15.5) 78	(5.4) 27	(40.4) 203	6.1

(注) 1 実人員である。  
2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。



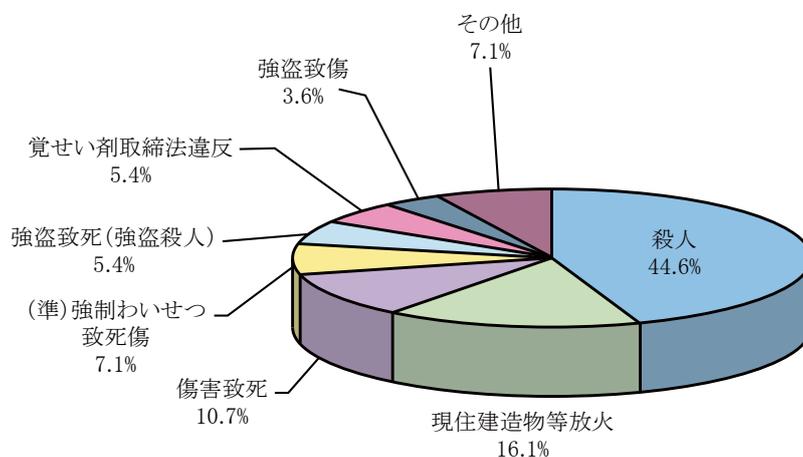
図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,001	(5.6) 56
殺人	237	(10.5) 25
現住建造物等放火	98	(9.2) 9
傷害致死	79	(7.6) 6
(準)強制わいせつ致死傷	70	(5.7) 4
強盗致死(強盗殺人)	25	(12.0) 3
覚せい剤取締法違反	116	(2.6) 3
強盗致傷	206	(1.0) 2
(準)強制性交等致死傷	39	(2.6) 1
死体損壊等	1	(100.0) 1
保護責任者遺棄致死	5	(20.0) 1
窃盗	2	(50.0) 1

(注) 1 実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った人員の罪名別の割合



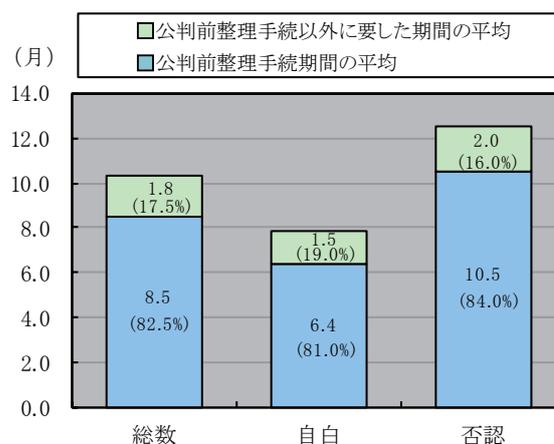
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均の推移の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

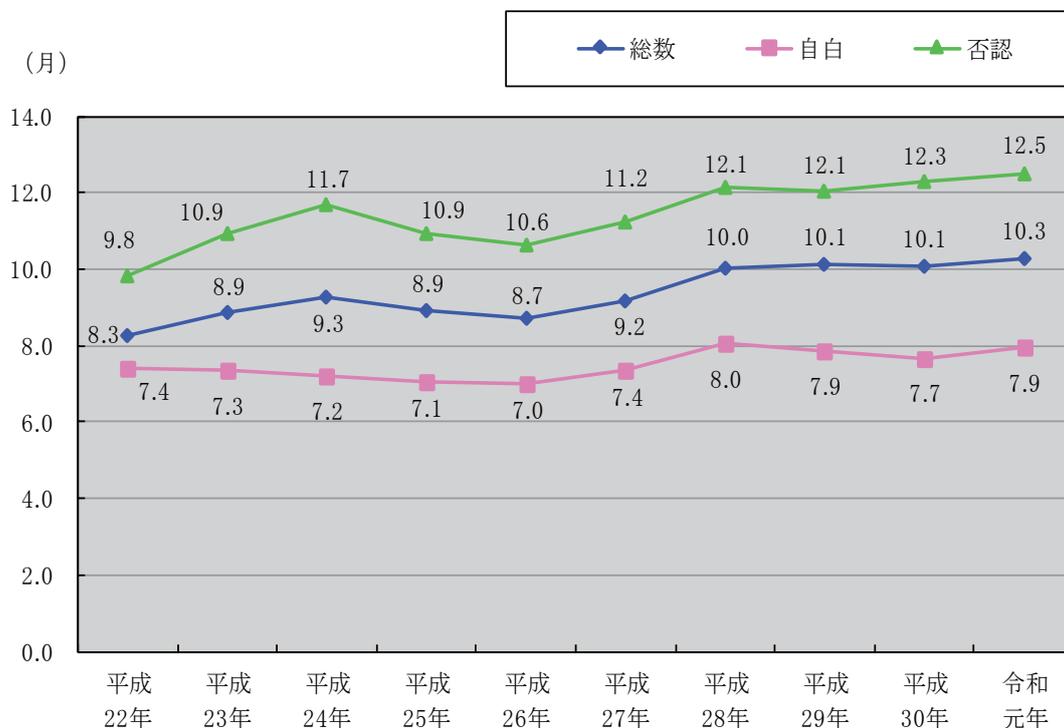
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	10.3	8.5 (82.5)	1.8 (17.5)
自白	7.9	6.4 (81.0)	1.5 (19.0)
否認	12.5	10.5 (84.0)	2.0 (16.0)



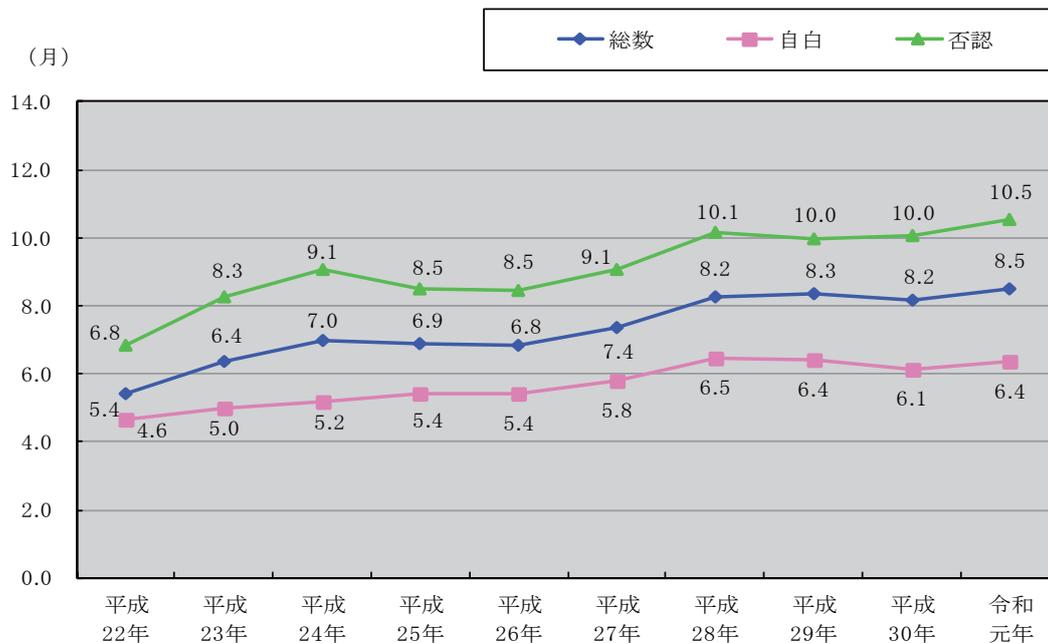
(注) ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移  
(総数・自白・否認)



(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移  
(総数・自白・否認)



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)
総数	10.3	(82.5) 8.5	(17.5) 1.8	7.9	(81.0) 6.4	(19.0) 1.5	12.5	(84.0) 10.5	(16.0) 2.0
殺人	10.7	(84.1) 9.0	(15.9) 1.7	7.8	(82.1) 6.4	(17.9) 1.4	13.0	(86.2) 11.2	(13.8) 1.8
強盗致傷	9.8	(79.6) 7.8	(20.4) 2.0	7.9	(78.5) 6.2	(21.5) 1.7	12.0	(81.7) 9.8	(18.3) 2.2
覚せい剤取締法違反	10.5	(83.8) 8.8	(16.2) 1.7	7.7	(81.8) 6.3	(18.2) 1.4	12.1	(84.3) 10.2	(15.7) 1.9
現住建造物等放火	9.6	(87.5) 8.4	(12.5) 1.2	7.9	(86.1) 6.8	(13.9) 1.1	11.5	(87.8) 10.1	(12.2) 1.4
傷害致死	10.7	(80.4) 8.6	(19.6) 2.1	7.8	(83.3) 6.5	(16.7) 1.3	13.4	(79.9) 10.7	(20.1) 2.7
(準)強制わいせつ 致死傷	8.0	(85.0) 6.8	(15.0) 1.2	6.1	(85.2) 5.2	(14.8) 0.9	10.9	(84.4) 9.2	(15.6) 1.7
(準)強制性交等致 死傷	8.3	(84.3) 7.0	(15.7) 1.3	7.6	(89.5) 6.8	(10.5) 0.8	9.3	(78.5) 7.3	(21.5) 2.0
麻薬特例法違反	12.2	(62.3) 7.6	(37.7) 4.6	11.9	(52.9) 6.3	(47.1) 5.6	13.0	(76.2) 9.9	(23.8) 3.1
強盗致死(強盗殺 人)	14.1	(87.9) 12.4	(12.1) 1.7	10.1	(85.1) 8.6	(14.9) 1.5	16.0	(89.4) 14.3	(10.6) 1.7
強盗・強制性交等	8.8	(79.5) 7.0	(20.5) 1.8	6.4	(82.8) 5.3	(17.2) 1.1	12.9	(78.3) 10.1	(21.7) 2.8

(注) 1 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

2 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

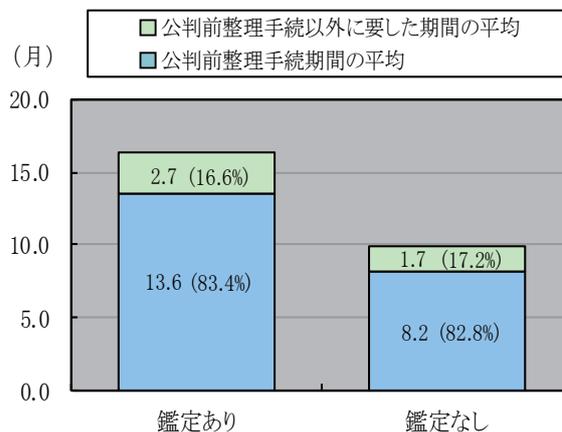
図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間(月)	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	979	-	-	3	16	336	291	165	92	32	19	12	4	3	-	3	3	8.5
自白	477	-	-	3	16	253	138	42	16	5	4	-	-	-	-	-	-	6.4
否認	502	-	-	-	-	83	153	123	76	27	15	12	4	3	-	3	3	10.5

(注) 実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	16.3	(83.4) 13.6	(16.6) 2.7
鑑定なし	9.9	(82.8) 8.2	(17.2) 1.7



(注) ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

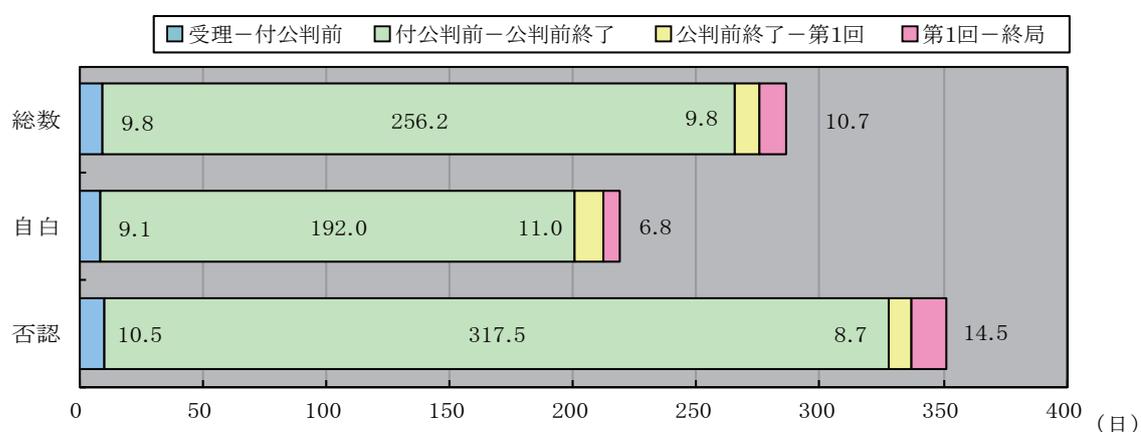
図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	1,001	10.3	(82.5) 8.5	(17.5) 1.8
2回以下	8	3.8	(94.7) 3.6	(5.3) 0.2
3回	271	6.6	(81.8) 5.4	(18.2) 1.2
4回	327	8.9	(84.3) 7.5	(15.7) 1.4
5回以上	395	14.0	(83.6) 11.7	(16.4) 2.3

- (注) 1 実人員である。  
 2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。  
 3 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、  
 裁判官のみで行われたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。  
 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。  
 3 日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### (3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間(月)
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	1,001	6	35	83	132	295	219	231	10.3
自白	491	6	31	67	95	165	84	43	7.9
否認	510	-	4	16	37	130	135	188	12.5

- (注) 1 実人員である。  
2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決 人員	実 審 理 期 間									平均実審理 期間(日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	
総数	1,001	-	96	104	79	370	281	50	12	9	10.5
自白	491	-	91	86	59	188	59	8	-	-	6.8
否認	510	-	5	18	20	182	222	42	12	9	14.1

- (注) 1 実人員である。  
2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。  
3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。  
5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別、自白・否認別、第1回公判期日前の鑑定の有無別）は、図表4-3ないし図表4-5のとおりである（なお、取調べ証人数別の開廷回数分布状況については、図表5-6を参照。）。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
殺人	237	1	43	93	46	24	8	22	5.0
強盗致傷	206	2	52	58	38	35	8	13	4.8
覚せい剤取締法違反	116	-	38	37	15	11	7	8	4.6
現住建造物等放火	98	-	28	42	18	7	1	2	4.2
傷害致死	79	-	20	26	8	10	7	8	5.1
(準)強制わいせつ致死傷	70	4	37	20	5	4	-	-	3.5
(準)強制性交等致死傷	39	1	18	12	4	2	1	1	3.9
麻薬特例法違反	32	-	5	6	5	6	6	4	5.7
強盗致死(強盗殺人)	25	-	2	3	5	4	5	6	7.0
強盗・強制性交等	19	-	9	4	5	-	1	-	3.9
銃刀法違反	14	-	3	2	4	3	-	2	6.5
偽造通貨行使	13	-	8	5	-	-	-	-	3.4
危険運転致死	8	-	4	1	2	-	1	-	4.1
傷害	7	-	-	3	3	-	-	1	5.3
逮捕監禁致死傷	7	-	1	2	1	1	2	-	5.1
(準)強姦致死傷	5	-	1	2	1	-	-	1	5.0
保護責任者遺棄致死	5	-	-	1	1	2	1	-	5.6
強盗	5	-	1	1	2	-	1	-	4.8
拐取者身の代金取得等	3	-	-	2	-	-	-	1	5.7
強盗強姦	3	-	-	3	-	-	-	-	4.0
窃盗	2	-	-	1	-	-	1	-	5.5
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	1	13.0
(準)強制性交等	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	1	11.0
暴行	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
強要	1	-	-	-	-	-	1	-	7.0
大麻取締法違反	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
関税法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

図表4-4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
自白	491	8	242	160	39	24	10	8	3.8
否認	510	-	29	167	125	85	41	63	5.7

- (注) 1 実人員である。  
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

図表4-5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

	判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
鑑定あり	56	-	1	20	22	6	4	3	5.1
鑑定なし	945	8	270	307	142	103	47	68	4.7

- (注) 1 実人員である。  
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

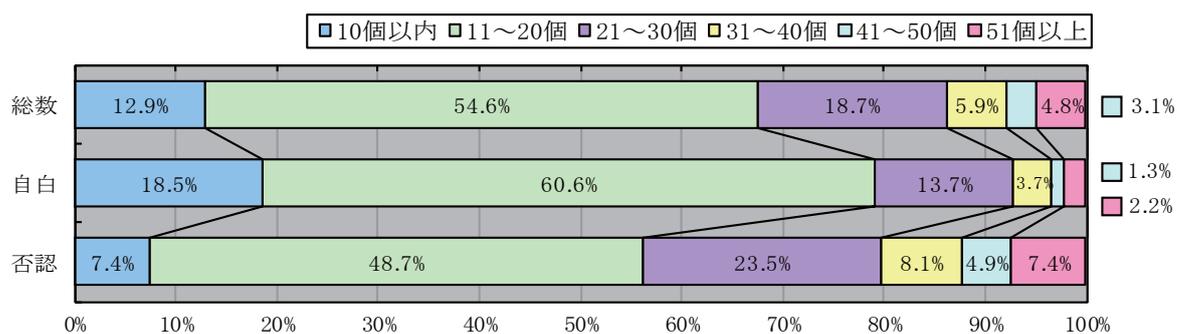
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数，取調べ証人数，罪名別の取調べ証人数，自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間，被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると，図表46ないし図表51のとおりである（なお，平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については，図表57を参照。）。

図表46 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	931	120	508	174	55	29	45	20.9
自白	459	85	278	63	17	6	10	17.4
否認	472	35	230	111	38	23	35	24.3

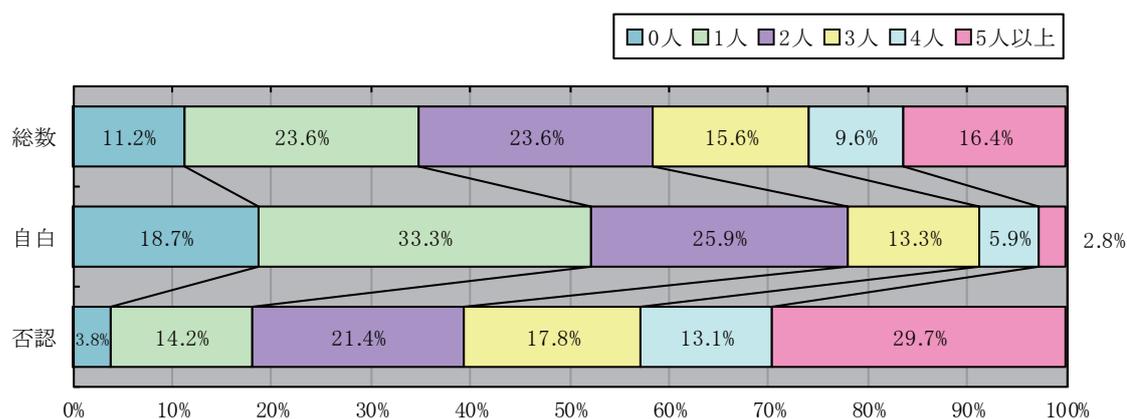
(注) 1 件数建てであり，概数である。  
2 取調べ証拠数には証人を含む。



図表47 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	931	104	220	220	145	89	153	2.9
自白	459	86	153	119	61	27	13	1.7
否認	472	18	67	101	84	62	140	4.1

(注) 件数建てであり，概数である。



図表4-8 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

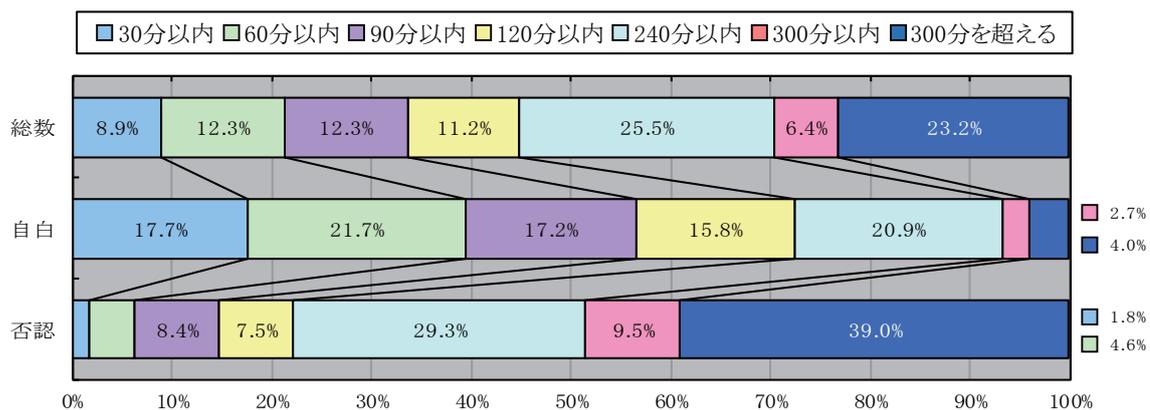
	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	931	104	220	220	145	89	153	2.9
殺人	228	18	33	62	44	30	41	3.5
強盗致傷	171	16	35	39	33	19	29	2.8
覚せい剤取締法違反	109	35	35	19	9	3	8	1.6
現住建造物等放火	98	6	23	28	15	9	17	2.9
傷害致死	75	7	16	15	10	6	21	3.4
(準)強制わいせつ致死傷	69	6	27	23	3	4	6	2.0
(準)強制性交等致死傷	39	7	9	9	8	3	3	2.6
麻薬特例法違反	28	1	17	3	3	1	3	2.2
強盗致死(強盗殺人)	24	-	4	3	5	2	10	5.0
強盗・強制性交等	19	5	4	3	3	3	1	1.9
偽造通貨行使	13	1	8	3	1	-	-	1.3
銃刀法違反	9	1	2	1	2	1	2	4.7
危険運転致死	8	-	1	1	3	1	2	3.5
傷害	6	-	-	-	4	1	1	3.7
逮捕監禁致死傷	6	-	1	1	-	3	1	3.5
(準)強姦致死傷	5	-	1	3	-	-	1	4.6
保護責任者遺棄致死	5	-	1	1	-	1	2	4.2
強盗	4	-	1	1	-	-	2	3.5
強盗強姦	3	-	-	3	-	-	-	2.0
拐取者身の代金取得等	2	-	-	-	1	-	1	4.5
窃盗	2	-	1	-	-	1	-	2.5
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	1	8.0
(準)強制性交等	1	-	-	-	1	-	-	3.0
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	1	7.0
暴行	1	-	-	1	-	-	-	2.0
強要	1	-	-	-	-	1	-	4.0
大麻取締法違反	1	-	1	-	-	-	-	1.0
関税法違反	1	-	-	1	-	-	-	2.0

(注) 件数建てであり、概数である。

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人尋問時間							平均証人尋 問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	827	74	102	102	93	211	53	192	221.6
自白	373	66	81	64	59	78	10	15	99.4
否認	454	8	21	38	34	133	43	177	322.0

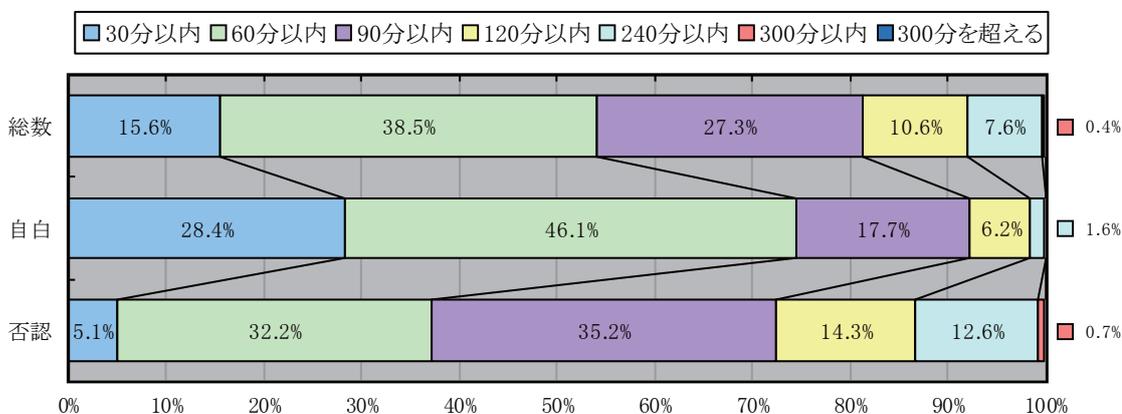
(注) 1 件数建てであり、概数である。  
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たり の平均証人尋 問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	827	129	318	226	88	63	3	-	64.6
自白	373	106	172	66	23	6	-	-	48.0
否認	454	23	146	160	65	57	3	-	78.3

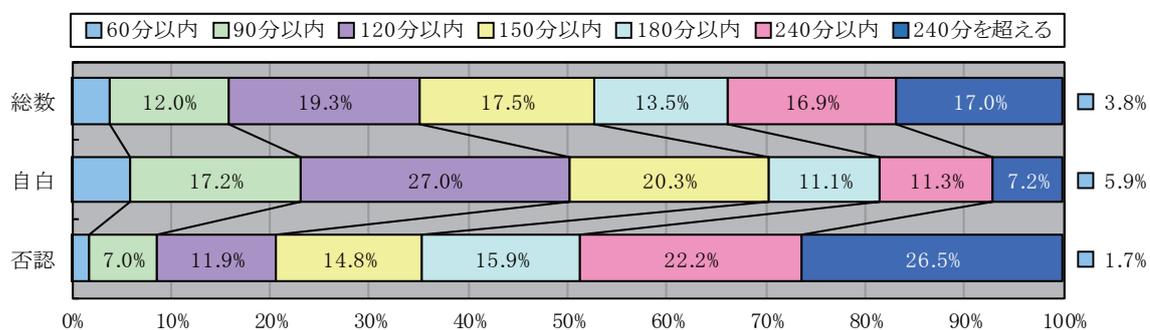
(注) 1 件数建てであり、概数である。  
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表5-1 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	931	35	112	180	163	126	157	158	176.6
自白	459	27	79	124	93	51	52	33	141.4
否認	472	8	33	56	70	75	105	125	210.9

(注) 件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5-2ないし図表5-4のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5-7を参照。）。

図表5-2 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	931	104	220	220	145	89	153	
開 廷 時 間	5時間以内	177	60	77	35	4	1	-
	6時間以内	91	19	38	25	8	1	-
	7時間以内	92	8	24	41	12	4	3
	8時間以内	86	5	22	30	22	5	2
	9時間以内	74	4	22	20	19	6	3
	10時間以内	63	3	11	20	16	11	2
	11時間以内	60	-	7	12	17	13	11
	12時間以内	40	1	3	9	9	8	10
12時間を超える	248	4	16	28	38	40	122	

(注) 件数建てであり、概数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表5-3 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	827	74	102	102	93	211	245	33.7	
開 廷 時 間	5時間以内	117	46	43	19	8	1	-	17.8
	6時間以内	72	14	18	19	16	5	-	20.3
	7時間以内	84	5	18	19	18	24	-	24.1
	8時間以内	81	5	4	12	18	42	-	27.0
	9時間以内	70	1	4	15	11	35	4	26.2
	10時間以内	60	-	9	4	7	32	8	28.0
	11時間以内	60	1	2	2	6	28	21	33.4
	12時間以内	39	-	1	4	4	10	20	34.0
	12時間を超える	244	2	3	8	5	34	192	39.9

- (注) 1 件数建てであり、概数である。  
 2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。  
 3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表5-4 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間に 占める被告 人質問時間 の割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	931	35	112	180	163	126	157	158	28.4	
開 廷 時 間	5時間以内	177	21	68	60	22	5	1	-	38.5
	6時間以内	91	6	9	36	22	14	4	-	35.9
	7時間以内	92	-	12	27	34	8	10	1	33.6
	8時間以内	86	2	8	18	24	19	13	2	31.2
	9時間以内	74	-	5	15	15	13	17	9	32.7
	10時間以内	63	1	4	7	9	13	18	11	31.8
	11時間以内	60	-	4	3	13	13	21	6	28.2
	12時間以内	40	-	-	4	5	10	13	8	27.8
	12時間を超える	248	5	2	10	19	31	60	121	24.3

- (注) 1 件数建てであり、概数である。  
 2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

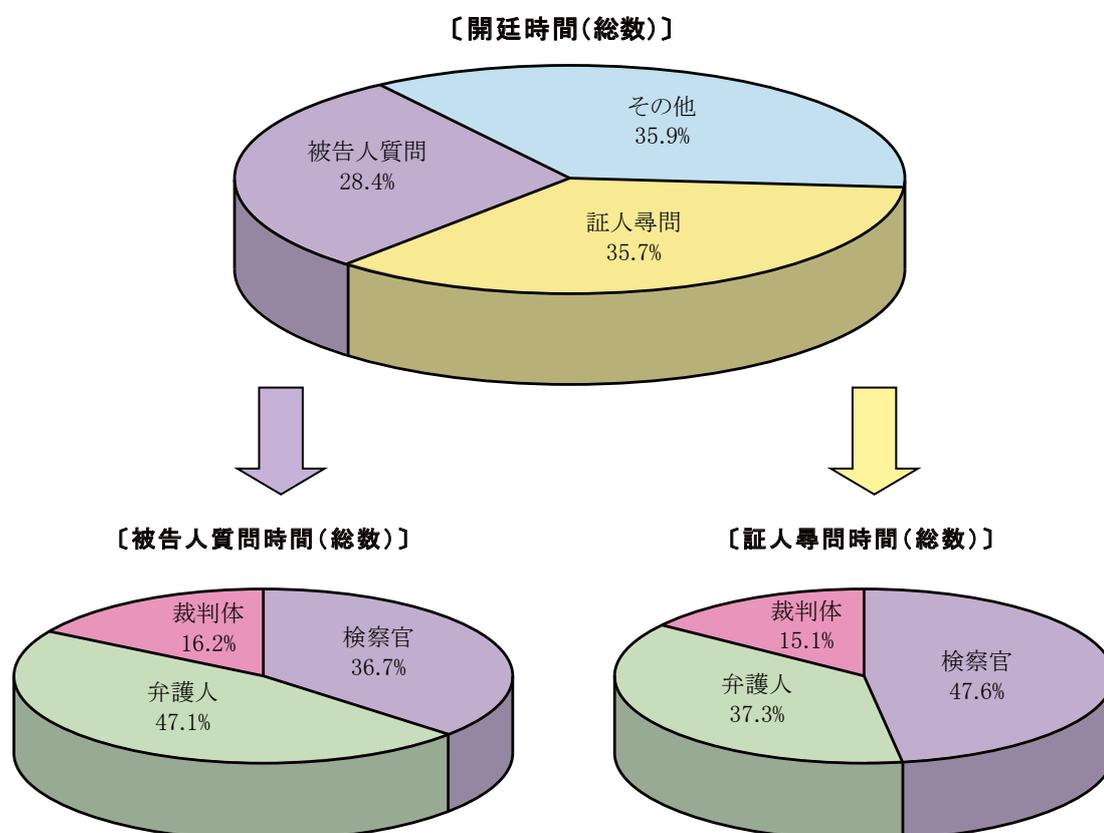
平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	証人尋問の内訳			平均被告人質問時間(分)	被告人質問の内訳		
			うち検察官	うち弁護士	うち裁判体		うち検察官	うち弁護士	うち裁判体
総数	621.3	221.6	105.4	82.7	33.5	176.6	64.8	83.2	28.6
自白	407.0	99.4	41.9	40.3	17.2	141.4	51.4	66.1	24.0
否認	829.8	322.0	157.6	117.4	47.0	210.9	77.9	99.8	33.2

(注) 1 概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表56 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		931	104	220	220	145	89	153
開 廷 回 数	2回以内	9	1	4	4	-	-	-
	3回	278	81	109	69	18	1	-
	4回	324	20	85	103	74	29	13
	5回	151	2	16	26	36	35	36
	6回以上	169	-	6	18	17	24	104

(注) 1 件数建てであり、概数である。  
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人数を比較したものが、図表57である。

図表57 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	388.3	215.0	727.8	1.8	0.9	3.6
うち裁判員裁判対象事件	656.8	440.0	873.6	2.9	1.7	4.1

(注) 1 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 2 終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件のうち、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。  
 3 図表55は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。  
 4 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表47とは異なる。

(5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

		終局 件数	取 調 べ 証 拠 数					平均取調べ 証拠数(個)	
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個		51個以上
総数		459	85	278	63	17	6	10	17.4
公 訴 事 実 の 数	1個	288	69	187	24	4	1	3	15.0
	2個	100	13	60	21	5	-	1	18.0
	3個	23	2	9	6	3	3	-	23.7
	4個	20	1	11	4	2	-	2	25.4
	5個以上	28	-	11	8	3	2	4	29.2

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

		終局 件数	取 調 べ 証 拠 数					平均取調べ 証拠数(個)	
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個		51個以上
総数		472	35	230	111	38	23	35	24.3
公 訴 事 実 の 数	1個	272	29	156	54	14	11	8	19.9
	2個	96	4	46	27	9	7	3	23.2
	3個	46	-	15	17	5	1	8	30.4
	4個	21	1	8	7	2	1	2	26.9
	5個以上	37	1	5	6	8	3	14	50.4

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表59-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	459	6	26	72	114	92	63	86	222.2	
公 訴 事 実 の 数	1個	288	4	17	42	74	65	39	47	214.7
	2個	100	2	3	18	21	17	16	23	243.0
	3個	23	-	3	3	7	1	1	8	244.4
	4個	20	-	-	5	5	3	4	3	204.4
	5個以上	28	-	3	4	7	6	3	5	220.4

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	472	-	-	4	24	45	67	332	520.6	
公 訴 事 実 の 数	1個	272	-	-	1	14	28	42	187	475.5
	2個	96	-	-	1	5	13	14	63	464.1
	3個	46	-	-	2	2	2	5	35	553.7
	4個	21	-	-	-	2	2	4	13	426.2
	5個以上	37	-	-	-	1	-	2	34	1011.3

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		459	9	249	156	29	16	3.6
公 訴 事 実 の 数	1個	288	5	167	94	16	6	3.5
	2個	100	4	45	40	6	5	3.7
	3個	23	-	13	7	2	1	3.7
	4個	20	-	10	8	-	2	3.7
	5個以上	28	-	14	7	5	2	3.9

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		472	-	29	168	122	153	5.5
公 訴 事 実 の 数	1個	272	-	16	108	77	71	5.1
	2個	96	-	8	31	30	27	5.2
	3個	46	-	3	14	8	21	5.8
	4個	21	-	1	11	1	8	5.0
	5個以上	37	-	1	4	6	26	9.3

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表61-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)

		終局 件数	開 廷 時 間					平均開廷 時間(分)	
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内		601分 以上
総数		459	238	55	49	34	25	58	407.0
公 訴 事 実 の 数	1個	288	157	37	35	20	10	29	382.0
	2個	100	50	10	7	9	11	13	438.4
	3個	23	12	1	1	-	2	7	473.3
	4個	20	9	3	1	4	-	3	438.4
	5個以上	28	10	4	5	1	2	6	474.9

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

図表61-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)

		終局 件数	開 廷 時 間					平均開廷 時間(分)	
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内		601分 以上
総数		472	30	37	37	40	38	290	829.8
公 訴 事 実 の 数	1個	272	17	25	26	24	22	158	729.4
	2個	96	7	8	1	10	12	58	779.8
	3個	46	4	2	5	3	3	29	925.9
	4個	21	1	2	4	2	-	12	746.2
	5個以上	37	1	-	1	1	1	33	1625.6

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員8人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたものは8個（うち自白2個、否認6個）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたものは0個であった\*1。また、区分事件審判による部分判決の結果は、有罪が8個、無罪が0個であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
8	8	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
区分審理決定あり	8	-	-	-	-	2	-	6	13.4
区分審理決定なし	993	8	271	327	164	107	51	65	4.7

(注) 1 実人員である。

2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたもの並びに区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

\*1 区分事件審判における公判が開かれた平均開廷時間は、自白が100.5分、否認が678.3分であり、平均開廷回数は、自白が2.0回、否認が7.0回であった。

図表6-4 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

	判決 人員	開 廷 時 間							平均開廷 時間(分)
		360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	960分 以内	960分 を超える	
総数	1,001	269	175	151	102	92	57	155	662.1
区分審理決定あり	8	-	1	-	1	-	-	6	1980.3
区分審理決定なし	993	269	174	151	101	92	57	149	651.5

- (注) 1 実人員である。  
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。  
 4 図表5-5は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### (7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、86人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

	判決人員	参加を申し出た被害者等					
			うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	211	326	320	48	132	190	246
殺人	85	141	140	11	51	76	106
傷害致死	31	54	49	9	31	38	42
(準)強制わいせつ致死傷	22	24	24	7	12	15	23
強盗致傷	19	26	26	2	5	7	11
(準)強制性交等致死傷	18	23	23	5	11	16	20
強盗致死(強盗殺人)	10	20	20	4	12	13	14
強盗・強制性交等	10	12	12	2	3	10	11
(準)強姦致死傷	3	4	4	-	1	1	3
傷害	3	4	4	3	3	4	2
逮捕監禁致死傷	3	5	5	-	2	3	5
危険運転致死	3	7	7	1	1	1	4
拐取者身の代金取得等	2	2	2	2	-	2	2
(準)強制わいせつ	1	2	2	2	-	2	1
強盗	1	2	2	-	-	2	2

(注) 1 判決人員は、被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別，罪名別及び開廷回数別）は，図表66ないし図表68のとおりである。なお，評議時間は，最終評議のみの時間であり，中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2
自白	491	34	76	100	106	61	55	59	567.5
否認	510	4	19	30	61	62	69	265	961.5

（注）実人員である。

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2
殺人	237	4	18	27	36	26	32	94	849.1
強盗致傷	206	11	20	23	35	24	32	61	761.4
覚せい剤取締法違反	116	10	17	19	13	9	11	37	726.4
現住建造物等放火	98	-	10	14	17	14	12	31	726.2
傷害致死	79	1	5	8	18	14	8	25	794.4
(準)強制わいせつ致死傷	70	4	13	13	14	10	7	9	575.9
(準)強制性交等致死傷	39	2	3	3	8	8	4	11	694.1
麻薬特例法違反	32	3	3	7	6	3	3	7	648.9
強盗致死(強盗殺人)	25	-	1	2	4	3	2	13	859.9
強盗・強制性交等	19	1	2	5	3	2	2	4	670.6
銃刀法違反	14	-	-	1	2	-	1	10	1088.9
偽造通貨行使	13	2	2	3	1	1	1	3	534.3
危険運転致死	8	-	-	4	-	4	-	-	560.6
傷害	7	-	-	-	2	-	1	4	888.7
逮捕監禁致死傷	7	-	-	-	1	2	1	3	958.0
(準)強姦致死傷	5	-	-	1	2	-	1	1	761.2
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	2	1	1	1	684.2
強盗	5	-	-	-	1	-	2	2	958.2
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	2	1	896.3
強盗強姦	3	-	-	-	1	1	-	1	696.7
窃盗	2	-	-	-	-	-	-	2	1567.5
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	-	
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	1	
(準)強制性交等	1	-	-	-	1	-	-	-	
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	1	
暴行	1	-	-	-	-	-	-	1	
強要	1	-	-	-	-	-	-	1	
大麻取締法違反	1	-	-	-	-	1	-	-	
関税法違反	1	-	-	-	-	-	1	-	

(注) 実人員である。

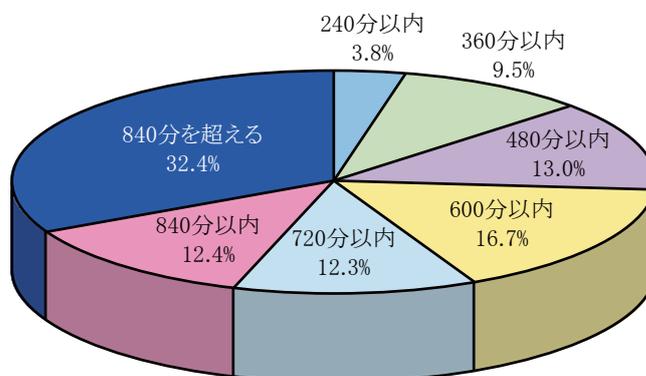
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決 人員	評 議 時 間							平均 評議 時間 (分)	
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える		
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2	
開 廷 回 数	2回以下	8	-	4	1	-	2	1	-	470.9
	3回	271	21	55	72	49	27	30	17	504.8
	4回	327	13	27	40	74	60	40	73	658.3
	5回	164	3	4	10	19	20	31	77	863.1
	6回以上	231	1	5	7	25	14	22	157	1175.9

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。



5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、庁別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決人員	うち 自 白		うち 否 認	
			うち控訴		うち控訴
総数	1,001	491	115	510	285
殺人	237	108	26	129	70
強盗致傷	206	112	31	94	54
覚せい剤取締法違反	116	43	7	73	51
現住建造物等放火	98	51	6	47	19
傷害致死	79	39	7	40	24
(準)強制わいせつ致死傷	70	43	3	27	8
(準)強制性交等致死傷	39	22	7	17	8
麻薬特例法違反	32	23	14	9	5
強盗致死(強盗殺人)	25	8	1	17	16
強盗・強制性交等	19	12	3	7	5
銃刀法違反	14	2	1	12	5
偽造通貨行使	13	10	1	3	1
危険運転致死	8	6	3	2	2
傷害	7	1	-	6	3
逮捕監禁致死傷	7	2	2	5	3
(準)強姦致死傷	5	3	-	2	1
保護責任者遺棄致死	5	3	1	2	-
強盗	5	-	-	5	4
拐取者身の代金取得等	3	2	2	1	1
強盗強姦	3	-	-	3	3
窃盗	2	-	-	2	-
通貨偽造	1	1	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	-	-	1	1
(準)強制性交等	1	-	-	1	1
死体損壊等	1	-	-	1	-
暴行	1	-	-	1	-
強要	1	-	-	1	-
大麻取締法違反	1	-	-	1	-
関税法違反	1	-	-	1	-

(注) 実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	一部無罪・有罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,021	976	11	13	1	20
東京地裁本庁	129	124	3	1	-	1
東京地裁立川支部	27	27	-	-	-	-
横浜地裁本庁	54	44	3	1	-	6
横浜地裁小田原支部	8	8	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	35	35	-	-	-	-
千葉地裁本庁	107	101	1	4	-	1
水戸地裁本庁	23	22	-	-	-	1
宇都宮地裁本庁	14	14	-	-	-	-
前橋地裁本庁	15	13	1	-	1	-
静岡地裁本庁	4	4	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	5	5	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	7	6	-	1	-	-
甲府地裁本庁	15	14	-	-	-	1
長野地裁本庁	2	1	-	-	-	1
長野地裁松本支部	4	4	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	9	-	-	-	-
大阪地裁本庁	94	90	1	1	-	2
大阪地裁堺支部	16	15	-	-	-	1
京都地裁本庁	18	15	2	-	-	1
神戸地裁本庁	37	37	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	10	10	-	-	-	-
奈良地裁本庁	6	6	-	-	-	-
大津地裁本庁	13	12	-	-	-	1
和歌山地裁本庁	4	3	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	39	38	-	-	-	1
名古屋地裁岡崎支部	15	15	-	-	-	-
津地裁本庁	10	10	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	10	10	-	-	-	-
福井地裁本庁	6	5	-	1	-	-
金沢地裁本庁	8	7	-	1	-	-
富山地裁本庁	4	4	-	-	-	-
広島地裁本庁	27	27	-	-	-	-
山口地裁本庁	11	10	-	-	-	1
岡山地裁本庁	11	11	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	4	4	-	-	-	-
松江地裁本庁	3	3	-	-	-	-
福岡地裁本庁	41	40	-	1	-	-
福岡地裁小倉支部	10	10	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	-	-	-	-	-	-
長崎地裁本庁	7	7	-	-	-	-
大分地裁本庁	6	6	-	-	-	-
熊本地裁本庁	12	12	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	12	12	-	-	-	-
宮崎地裁本庁	8	8	-	-	-	-
那覇地裁本庁	13	13	-	-	-	-
仙台地裁本庁	10	10	-	-	-	-
福島地裁本庁	1	1	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	7	7	-	-	-	-
山形地裁本庁	1	1	-	-	-	-
盛岡地裁本庁	3	3	-	-	-	-
秋田地裁本庁	10	10	-	-	-	-
青森地裁本庁	9	8	-	1	-	-
札幌地裁本庁	31	29	-	1	-	1
函館地裁本庁	4	4	-	-	-	-
旭川地裁本庁	6	6	-	-	-	-
釧路地裁本庁	3	3	-	-	-	-
高松地裁本庁	5	5	-	-	-	-
徳島地裁本庁	12	12	-	-	-	-
高知地裁本庁	2	2	-	-	-	-
松山地裁本庁	4	4	-	-	-	-

- (注) 1 実人員である。  
 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,021	976	11	13	1	20
殺人	242	233	2	2	-	5
強盗致傷	209	205	-	1	-	3
覚せい剤取締法違反	116	109	1	6	-	-
現住建造物等放火	101	96	-	2	-	3
傷害致死	80	79	-	-	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	71	70	-	-	-	1
(準)強制性交等致死傷	41	37	-	1	1	2
麻薬特例法違反	32	32	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	25	25	-	-	-	-
強盗・強制性交等	19	19	-	-	-	-
偽造通貨行使	17	12	-	1	-	4
銃刀法違反	14	13	1	-	-	-
危険運転致死	8	8	-	-	-	-
傷害	7	7	-	-	-	-
逮捕監禁致死傷	7	6	1	-	-	-
(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	5	5	-	-	-	-
強盗	5	3	2	-	-	-
強盗強姦	4	3	-	-	-	1
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
窃盗	2	1	1	-	-	-
通貨偽造	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
(準)強制性交等	1	1	-	-	-	-
死体損壊等	1	-	1	-	-	-
暴行	1	-	1	-	-	-
強要	1	-	1	-	-	-
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表7-1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終局人員	終局区分別																	控訴申立人員	控訴率（%）		
		有罪																				
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役										罰金	無罪	家裁へ移送	その他				
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下										
											実刑	うち 一部執行猶予	うち 保護観察	全部執行猶予	うち 保護観察							
総数	1,021	987	2	18	8	11	41	103	221	192	158	47	3	3	185	89	1	13	1	20	400	40.0
殺人	242	235	2	5	5	8	31	46	39	28	26	10	-	-	35	8	-	2	-	5	96	40.5
強盗致傷	209	205	-	-	-	-	1	10	54	48	49	8	-	-	35	25	-	1	-	3	85	41.3
覚せい剤取締法違反	116	110	-	-	-	3	3	9	61	30	2	1	-	-	1	-	-	6	-	-	58	50.0
現住建造物等放火	101	96	-	-	-	-	-	2	8	12	23	10	-	-	41	23	-	2	-	3	25	25.5
傷害致死	80	79	-	-	-	-	-	3	17	29	17	3	-	-	10	1	-	-	-	1	31	39.2
(準)強制わいせつ致死傷	71	70	-	-	-	-	-	-	2	2	18	9	2	2	39	25	-	-	-	1	11	15.7
(準)強制性交等致死傷	41	37	-	-	-	-	1	5	12	10	4	4	1	1	1	1	-	1	1	2	15	39.5
麻薬特例法違反	32	32	-	-	-	-	-	4	10	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	59.4
強盗致死(強盗殺人)	25	25	-	13	3	-	2	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	68.0
強盗・強制性交等	19	19	-	-	-	-	-	11	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	42.1
偽造通貨行使	17	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	11	3	-	1	-	4	2	15.4
銃刀法違反	14	14	-	-	-	-	1	2	2	6	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	42.9
危険運転致死	8	8	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	62.5
傷害	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	4	1	-	-	-	-	3	42.9
逮捕監禁致死傷	7	7	-	-	-	-	-	1	2	1	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	5	71.4
(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	1	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
保護責任者遺棄致死	5	5	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	20.0
強盗	5	5	-	-	-	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	80.0
強盗強姦	4	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	100.0
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	100.0
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
(準)強制性交等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強要	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 禁錮刑が言い渡された人員はない。  
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 5 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準としている。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から令和元年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	控訴審終局人員総数	被告人側							検察官							第一審終局人員 (参考)		
		控訴審終局人員	378条	刑法377・	法令適用の誤り	訴訟手続の法令違反・	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	控訴審終局人員	378条	刑法377・	法令適用の誤り	訴訟手続の法令違反・		量刑不当	事実の誤認
総数	380	369	12	84	240	255	32	1	18	-	4	6	13	-	-	-	-	1,021
死刑	5	5	1	6	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
無期懲役	11	11	1	1	9	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	18
有期懲役	30年以下	6	6	-	1	4	5	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	8
	25年以下	5	5	-	2	2	4	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	11
	20年以下	31	30	1	15	20	21	3	1	2	-	1	2	2	-	-	-	41
	15年以下	55	55	1	12	35	39	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103
	10年以下	87	86	3	19	51	64	5	-	3	-	1	-	2	-	-	-	221
	7年以下	84	84	2	11	58	53	6	-	1	-	1	-	1	-	-	-	192
	5年以下	62	62	3	10	39	39	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158
	3年以下	29	25	-	7	21	17	6	-	4	-	-	2	1	-	-	-	232
うち 一部執行猶予	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
うち 全部執行猶予	10	6	-	3	2	5	1	-	4	-	-	2	1	-	-	-	185	
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無罪	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1	-	5	-	-	-	-	13
家裁へ移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20

(注) 1 実人員である。  
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。  
 3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。  
 4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員	第一審終局人員 (参考)	
		控訴棄却	破棄差戻	うち 3971 よるも の項法	破棄自判	うち 3971 よるも の項法	取下げ	その他			
総数	380	302	6	6	36	19	35	1	159	1,021	
死刑	5	3	-	-	1	1	1	-	4	2	
無期懲役	11	10	-	-	1	1	-	-	9	18	
有期懲役	30年以下	6	6	-	-	-	-	-	5	8	
	25年以下	5	2	2	2	-	-	1	4	11	
	20年以下	31	24	3	3	2	1	2	20	41	
	15年以下	55	45	-	-	4	2	6	23	103	
	10年以下	87	68	1	1	12	4	6	38	221	
	7年以下	84	63	-	-	11	7	10	31	192	
	5年以下	62	52	-	-	2	-	8	16	158	
	3年以下	29	25	-	-	2	2	1	1	9	232
	うち 一部執行猶予	1	-	-	-	-	-	1	-	-	3
うち 全部執行猶予	10	7	-	-	2	2	-	1	5	185	
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
無罪	5	4	-	-	1	1	-	-	-	13	
家裁へ移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	

(注) 1 実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

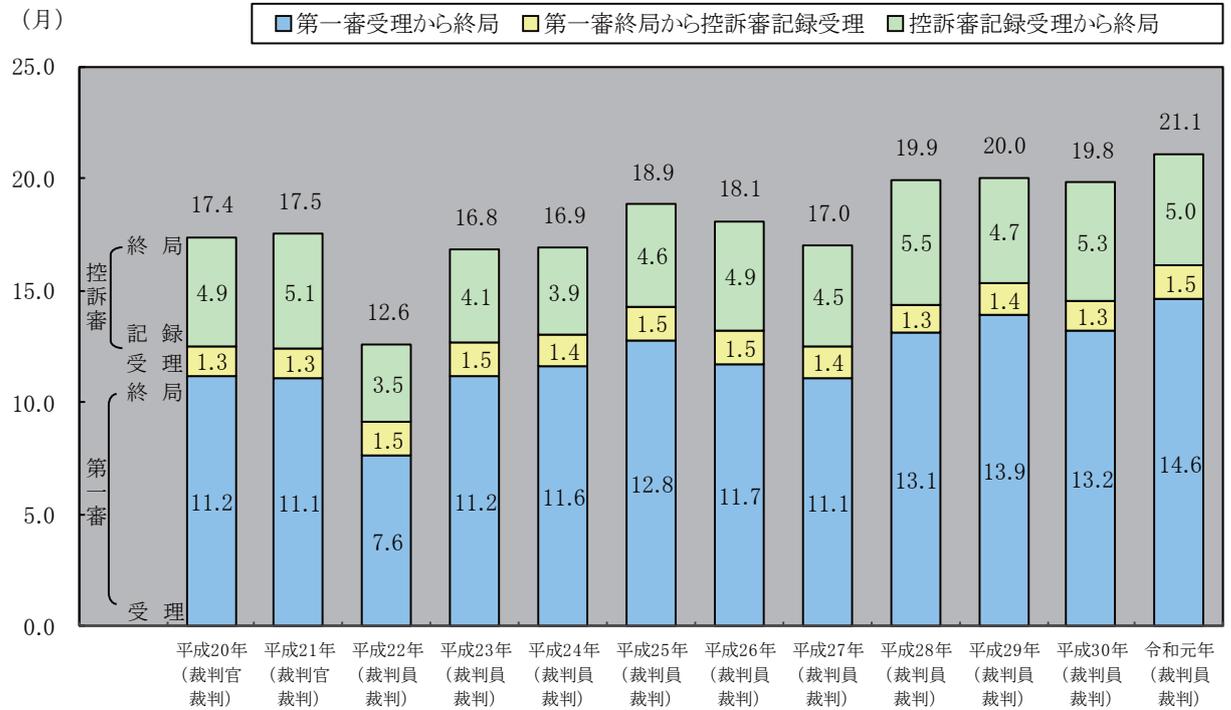
	破棄人員
終局人員	380
破棄人員	42
(破棄率(%))	(11.1)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	1
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	3
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	2
量刑不当(刑事訴訟法381条)	4
事実誤認(刑事訴訟法382条)	15
判決後の情状(刑事訴訟法393条2項)	19
その他	-

(注) 1 実人員である。

2 破棄理由が2以上の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。  
よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷( (準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪である。

2 終局人員は、平成22年(215人)、平成23年(452人)、平成24年(397人)、平成25年(367人)、平成26年(356人)、平成27年(353人)、平成28年(310人)、平成29年(300人)、平成30年(301人)及び令和元年(304人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から令和元年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方							
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	171	52	32	73	87	132	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	
控訴棄却	151	50	30	68	80	121	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10年以下	4	1	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7年以下	6	-	2	2	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5年以下	5	1	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち一部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち全部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄差戻し・移送	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 実人員である。  
 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。  
 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員総数には計上した。

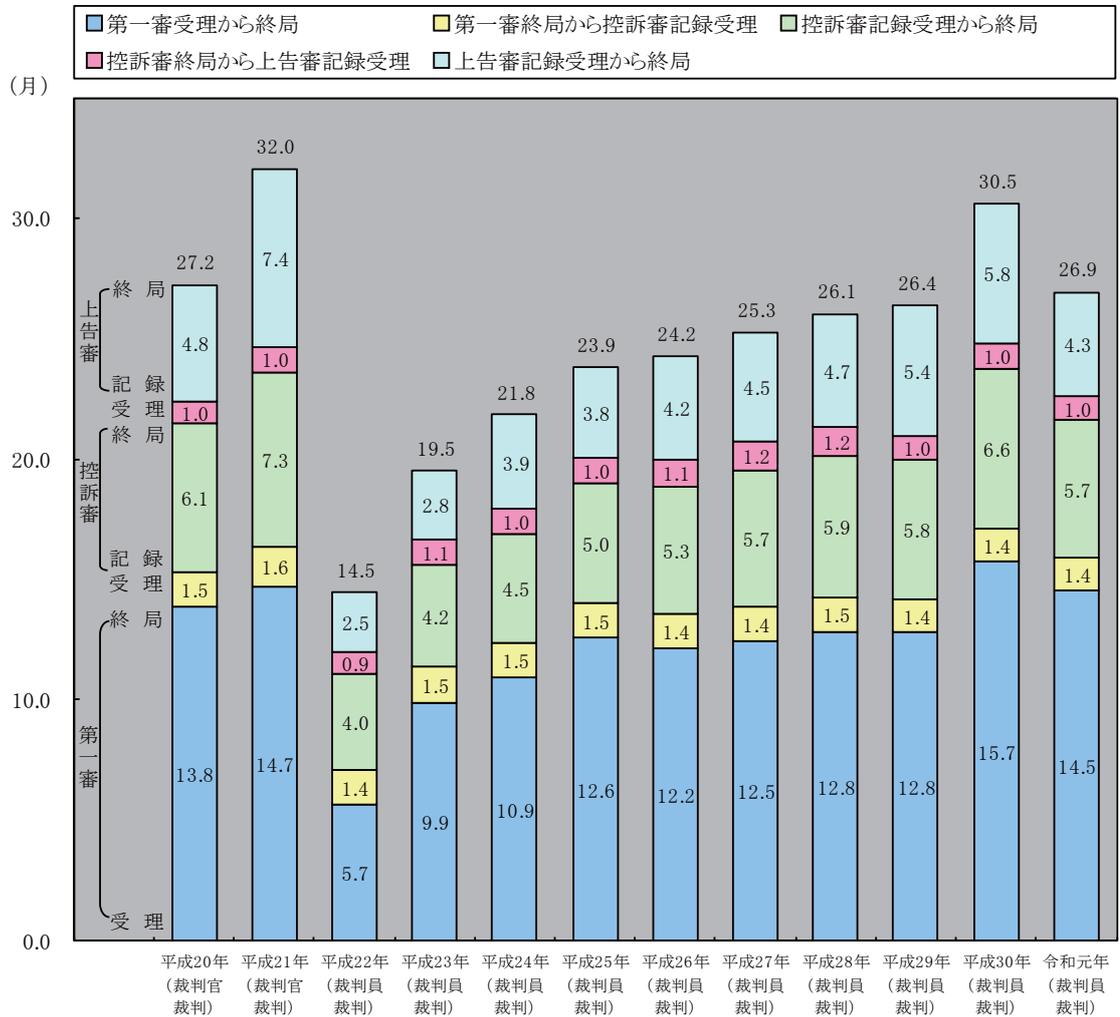
図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果	上告審 終局 人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	
		判決	決定	差戻し ・移送	自判			
総数	171	5	149	-	-	-	17	
控訴棄却	151	4	135	-	-	-	12	
破棄 自判	死刑	-	-	-	-	-	-	
	無期	2	1	1	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-
		25年以下	1	-	1	-	-	-
		20年以下	1	-	1	-	-	-
		15年以下	-	-	-	-	-	-
		10年以下	4	-	2	-	-	2
		7年以下	6	-	5	-	-	1
		5年以下	5	-	3	-	-	2
		3年以下	-	-	-	-	-	-
		うち 一部執行猶予	-	-	-	-	-	-
		うち 全部執行猶予	-	-	-	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-		
破棄差戻し・移送	1	-	1	-	-	-		
公訴棄却	-	-	-	-	-	-		

(注) 実人員である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷(準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。  
 なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪である。
- 2 終局人員は、平成22年(裁判員裁判)(33人)、平成23年(裁判員裁判)(154人)、平成24年(裁判員裁判)(173人)、平成25年(裁判員裁判)(159人)、平成26年(裁判員裁判)(170人)、平成27年(裁判員裁判)(133人)、平成28年(裁判員裁判)(138人)、平成29年(裁判員裁判)(125人)、平成30年(裁判員裁判)(129人)及び令和元年(裁判員裁判)(128人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(裁判官裁判)(259人)及び平成21年(裁判官裁判)(277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

#### 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況、4)裁判員法違反事件の処理状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が 選任された人員	国選弁護人が 選任された人員
総数	1,001	179 (17.9)	880 (87.9)
殺人	237	27 (11.4)	218 (92.0)
強盗致傷	206	36 (17.5)	182 (88.3)
覚せい剤取締法違反	116	12 (10.3)	110 (94.8)
現住建造物等放火	98	8 (8.2)	94 (95.9)
傷害致死	79	20 (25.3)	65 (82.3)
(準)強制わいせつ致死傷	70	21 (30.0)	51 (72.9)
(準)強制性交等致死傷	39	1 (2.6)	39 (100.0)
麻薬特例法違反	32	17 (53.1)	21 (65.6)
強盗致死(強盗殺人)	25	3 (12.0)	23 (92.0)
強盗・強制性交等	19	4 (21.1)	18 (94.7)
銃刀法違反	14	12 (85.7)	6 (42.9)
偽造通貨行使	13	2 (15.4)	11 (84.6)
危険運転致死	8	3 (37.5)	6 (75.0)
傷害	7	3 (42.9)	6 (85.7)
逮捕監禁致死傷	7	2 (28.6)	5 (71.4)
(準)強姦致死傷	5	1 (20.0)	4 (80.0)
保護責任者遺棄致死	5	1 (20.0)	5 (100.0)
強盗	5	2 (40.0)	3 (60.0)
拐取者身の代金取得等	3	1 (33.3)	2 (66.7)
強盗強姦	3	-	3 (100.0)
窃盗	2	1 (50.0)	1 (50.0)
通貨偽造	1	-	1 (100.0)
(準)強制わいせつ	1	-	1 (100.0)
(準)強制性交等	1	-	1 (100.0)
死体損壊等	1	-	1 (100.0)
暴行	1	1 (100.0)	1 (100.0)
強要	1	1 (100.0)	-
大麻取締法違反	1	-	1 (100.0)
関税法違反	1	-	1 (100.0)

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、罪名別及び言語別に判決人員数をみると、  
図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員	うち通訳翻訳人の 付いた外国人	
		人数	割合(%)
総数	1,001	140	(14.0)
殺人	237	13	(5.5)
強盗致傷	206	13	(6.3)
覚せい剤取締法違反	116	96	(82.8)
現住建造物等放火	98	-	
傷害致死	79	6	(7.6)
(準)強制わいせつ致死傷	70	-	
(準)強制性交等致死傷	39	4	(10.3)
麻薬特例法違反	32	2	(6.3)
強盗致死(強盗殺人)	25	-	
強盗・強制性交等	19	-	
銃刀法違反	14	-	
偽造通貨行使	13	1	(7.7)
危険運転致死	8	-	
傷害	7	1	(14.3)
逮捕監禁致死傷	7	-	
(準)強姦致死傷	5	-	
保護責任者遺棄致死	5	-	
強盗	5	-	
拐取者身の代金取得等	3	-	
強盗強姦	3	-	
窃盗	2	-	
通貨偽造	1	-	
(準)強制わいせつ	1	1	(100.0)
(準)強制性交等	1	-	
死体損壊等	1	-	
暴行	1	1	(100.0)
強要	1	-	
大麻取締法違反	1	1	(100.0)
関税法違反	1	1	(100.0)

(注) 1 実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合(%)である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	140
中国語	37
北京語	28
広東語	9
英語	31
スペイン語	12
タイ語	11
ベトナム語	10
マレー語	10
ポルトガル語	7
韓国・朝鮮語	4
フィリピン(タガログ)語	4
ペルシャ語	4
タミール語	2
イタリア語	1
シンハラ語	1
ドイツ語	1
ネパール語	1
パンジャビ語	1
フランス語	1
チェコ語	1
リトアニア語	1

(注) 実人員である。

被告人に対し、手話通訳人等を付した判決人員は図表80のとおりである。

**図表80 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員**  
(該当なし)

手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の人員は、図表81のとおりである。また、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対して、手話通訳、要約筆記、点字翻訳、車いすの貸出、職員による付添い等、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は51件あった。

**図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数**

	選任手続期日 に出席した 裁判員候補 者	選任された 裁判員・補充 裁判員
総数	27,874	7,637
うち手話通訳	10	2
うち要約筆記	3	-
うち点字翻訳	1	-

(注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、  
延べ人員である。

2 1以外の人員は、実人員であり、概数である。

裁判員法違反事件の処理状況は、図表82のとおりである。

**図表82 裁判員法違反事件の処理状況**  
(該当なし)

裁判員候補者及び裁判員等に対し、過料の制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。